

議事日程(第4号)

令和3年3月11日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(19名)

1番 坂本 充弘君	2番 伊原 徹君
3番 長郷 泰二君	4番 春田 新一君
5番 小島 徳重君	6番 吉見 優子君
7番 淵上 清君	8番 黒田 昭雄君
9番 小田 昭人君	10番 山本 輝昭君
11番 波田 政和君	12番 小宮 教義君
13番 齋藤 久光君	14番 初村 久藏君
15番 大浦 孝司君	16番 大部 初幸君
17番 作元 義文君	18番 上野洋次郎君
19番 小川 廣康君	

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	阿比留伊勢男君	次長	國分 幸和君
課長補佐	梅野 浩二君	課長補佐	柚谷 智之君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵 輝孝君
教育長	永留 和博君
総務部長	有江 正光君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	桐谷 和孝君
しまづくり推進部長	武末 祥人君
観光交流商工部長	二宮 照幸君
市民生活部長	乙成 一也君
福祉保険部長	古里 正人君
健康づくり推進部長	松井 恵夫君
農林水産部長	佐々木雅仁君
建設部長	伊賀 敏治君
水道局長	立花 大功君
教育部長	阿比留裕史君
中対馬振興部長	波田 安德君
上対馬振興部長	森山 忠昭君
美津島行政サービスセンター所長	瀧川 昌浩君
峰行政サービスセンター所長	扇 明宏君
上県行政サービスセンター所長	原田 勝彦君
消防長	主藤 庄司君
会計管理者	阿比留 裕君
監査委員事務局長	御手洗逸男君
農業委員会事務局長	庄司 智文君

午前10時00分開議

○議長（小川 廣康君） おはようございます。

報告します。大浦孝司君から午前中欠席の届け出がっております。

日程に入る前に小島徳重君から昨日の一般質問について発言の申出がっておりますので、これを許します。小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） おはようございます。

昨日の私の一般質問の中で、雞知地区の学童保育の質疑中、施設から公園への出入りについて道路を通行しなければならない旨の発言をいたしましたけども、施設の裏口から公園へ出入りで

きるとのことです。私の現場確認が不十分であったことをおわびして発言を訂正させていただきたいと思います。申し訳ありませんでした。

以上です。

○議長（小川 廣康君） この際、議長から申し上げます。

今後におきましては、確かな情報を基に一般質問等をされるよう、よろしく願いしておきたいと思います。

ただいまから議事日程第4号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○議長（小川 廣康君） 日程第1、市政一般質問を行います。本日の登壇者は4人を予定しております。

それでは、届出順に発言を許します。12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） おはようございます。12番議員の小宮教義でございます。今日は、私がトップバッター、朝一番でございます。朝一番ですから眠とうございませうけども、私の持ち時間はわずか50分でございますので、御辛抱をお願いしたいと思います。

今日の、この3月の11日、これは東日本大震災からちょうど今日で10年目の節目の日でございます。ちょうど10年前の今日、たしか午後3時頃に地震が発生をしまして、そして皆様もテレビで御覧になったと思いますが大きな漁船が津波にのまれて、こうなっておるんですね、そして、その津波が町全体を音を立てて破壊をするという本当に痛ましい災害でございました。そして、この災害で約1万5,000人以上の方がお亡くなりになっておられます。そして、まだいまだ身元がわからない方、見つからない方が約2,500人以上おいででございます。そして、避難をされ不自由な生活をされておられる方々が4万人以上という数でございます。本当に非常に日本の歴史に残る大災害でございました。亡くなられた方の御冥福とそして地域の一日も早い復興をお祈り申し上げたいと思います。

我が国の同盟国アメリカでございますが、バイデン政権になってやっとアメリカも本来の姿を取り戻すのではないかと思います。そして、国際秩序を早く取り戻していただきたいと思います。

それにしても、我が国の隣の中国、えらい元気が出るところでございますけど、今、中国は新しい法律をたくさんつくっておりますが、この中で2つほどございます。

一つは、愛国心がなければ議員になれないというふうな法律もつくっておるようでございます。そしてもう一つは、大事なのが海警法の改正をされておられます。これは先月の2月の1日から施行されているのでございますが、この内容が武器の使用を含むあらゆる必要な措置を講ずることができる、どんなときでも武器を使えるという法律でございます。そして、先月、同じ月です

けども15、16日2日間にわたって我が日本国の尖閣諸島に海警局の公船——船が4隻侵入し、我が領海に——12海里でございますが、そしてこともあろうに我が日本の漁船を追い回して出ていったということでございます。

それに対してこの日本の対応、これは海上保安部の対応でございますが巡視艇が対応しております。そして、その対応というのは、どうして武器を使うかということですけども、これについては警察法の第7条に準ずるといふ、ちょっとわけの分からないような対応を取っているそうでございます。

これでは日本の国は守れない。やはり確固たる領土を確保するためには、守るためには自衛隊法を改正して、そして自衛隊がその勤務に当たるべきだと思えます。

では、さきに通告しておりました2点について市政一般質問をさせていただきます。

まず、1点の市の損害賠償について。

これは台風9号、10号の小鹿漁村センターの件でございますが、これについては市が勝手に瑕疵を決めて国家賠償法で市が支払うという問題でございます。これについては、何回も質疑をされておられますので、次の2点に絞ってお尋ねをいたします。

第1点目が、国家賠償法の瑕疵は市が判断したとのことだが、その法的根拠は何なのかということでございます。ここでいう瑕疵とは屋根が飛んだということではなくて、以前確認をさせていただきました「瑕疵とは、通常有する安全性を欠くこと」ということでございます。この法的根拠をお示し願いたいと思えます。

今までの見解の中では、これについては専門家の見解書によるということございましたので、もし同じような答弁であれば、この壇上での回答はする必要はございません。

それと2点目でございますが、瑕疵があったときのために入っている全国町村会総合賠償の補償保険は対馬が瑕疵を認めたのだから、なぜ、賠償責任を負わないのかということでございます。これも何回も質疑等を重ねておりますので、内容としては自然災害による不可抗力ならば前回と同じような答弁でございますので、それであれば壇上での回答はする必要はございません。差し控えていただきたいと思えます。

それと、2点目でございますが、これについては去年の6月の定例議会で副市長の二人制について問うたときに、市長は次のように答弁されておられます。「幅広い分野に目を向けて適切な人材を早い時期に議会に提案できるよう考えている所存でございます」との答弁でございましたが、あれから約1年近くなります。どのようになったのかについてお尋ねをいたします。

以上でございます。市長の答弁を求めます。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） おはようございます。小宮議員の質問にお答えします。

初めに、市の損害賠償についてでございますが、台風時における市の損害賠償の考え方は、市の所有、管理する施設の瑕疵によって、他人に損害を与えた場合に賠償責任を負うものでございます。

小鹿魚村センター屋根飛散による近隣住宅への損害賠償につきましては、議員全員協議会で御説明申し上げましたとおり、専門家の意見として、1級建築士から「飛散した木造勾配屋根の構造上、軒けたとたるきの固定方法は固定金具などを用いて固定することが一般的であるところ、くぎのみの固定であり、台風第10号の暴風により風圧力に対する十分な耐力を有していなかったことが要因であると考えられます」との見解をいただいております。

市といたしましては、小鹿地区内で台風第10号によって屋根瓦の一部が飛散した建物は数件確認されましたが、屋根全体が吹き上がり飛散した小鹿漁村センターのような大規模な被害はありませんでした。専門家による見解も踏まえ、小鹿漁村センターの屋根は台風第10号の数日前に接近した第9号の暴風の影響により接合部の構造耐力が低下し、瑕疵判断となる通常有すべき安全性が欠け、第10号の強風による風圧力に対する十分な耐力を有していなかったと判断するに至り、国家賠償法第2条第1項の規定の趣旨に鑑み、賠償責任を負おうとするものでございます。

具体的に瑕疵とは、最高裁判例においても公の営造物が通常有すべき安全性を欠き、他人に危害を及ぼす危険性がある状態をいい、係る瑕疵の存否については当該営造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況など諸般の事情を総合考慮して具体的・個別的に判断すべきとしています。事故発生の回避可能性がない場合やその発生が予測できない場合には瑕疵はないとしております。

予測可能性については、台風9号通過後、漁村センターのスレート瓦が複数枚飛散していたことによる被害拡大のおそれ、台風10号に関する気象庁からの台風情報から、そして回避可能性については台風9号通過後、台風10号最接近時刻までの3日間という時間があつたこと。

以上の点から、事故発生の予測及び回避可能性を否定することができないことから、管理に瑕疵があつたと判断しております。

また、全国町村会総合賠償補償保険の引受保険会社である損保ジャパン株式会社からは「自然現象タイプの事故ではそのような危険を予測できたかどうかの問題となり、通常予測することができない自然力によって事故が発生した場合は不可抗力として賠償責任が発生しません。

なお、法令違反があつた場合でも直ちに安全性を欠き、他人に危害を及ぼす危険性がある状態とはいえないため、御提出済みの見解書内容を踏まえても同様の回答となります」との回答を頂いているところでございます。

次に、2点目の副市長の二人体制についてでございますけれども、議員から御提言を受け、適切な人材を模索してまいりましたが、本定例会まで上程に至っておりません。適切な人材を御提案

できるようになりましたら、改めてお願いすることといたします。当面の間、市民皆様の生活と福祉の向上のため、現副市長と市政運営に一生懸命努めてまいります。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 問題に入る前に3点ぐらい先に質問させていただきますが、まず第1点でございますが、この問題については昨年の12月から問題になっておるんですが、昨年の12月にこの記録を、議事録読んでみますと、これ、部長にお尋ねしますけども、私が千葉県ゴルフ場の支柱の倒れた分について話したときに理論的な検証も必要じゃないかという話を踏まえながらしたときに、部長は次のように話しております。「1点目の施設に瑕疵がなかったというような形になるだろうと思います」と、瑕疵がなかったんだという話をしております。そしてその要因としては、今回の台風は鰯浦の観測史上最大となる最大瞬間風速48.9メートル記録したんだということです。そして、台風10号の猛威に耐えることができずに飛んだからこれは瑕疵がなかったというふうな形になる、というふうな答弁をされておられます。その後、瑕疵があるというふうな話をされたわけでございますが、どうして取り下げた後に瑕疵というふうな話をされたのかということですね。

先にそれをお尋ねしたいと思います。

○議長（小川 廣康君） 上対馬振興部長、森山忠昭君。

○上対馬振興部長（森山 忠昭君） 小宮議員の質問にお答えいたします。

さきの12月の議会の折に小宮議員からの質問で、私のほうで施設に瑕疵がなかったかというような形になるかと思うのですがということと発言をしております。これにつきましては、地上からの目視によって屋根を確認しておりますので屋根自体がどのようになっておったのか、そういうのが判断できませんでした。ただ、瓦が数枚飛散しておりましたので危ないということと認識しておりました。

そして、台風の強さですけど、これは、台風10号は報道でもありましたように大変大きな台風だという報道があっておりました。そして記録的にも観測史上鰯浦では大きな台風だというような記録がありましたので、そのような発言をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） その後、今後は市長のほうの答弁があるんですけども、ゴルフの関係をしたときに市長はこのように答弁しておるんですけども、「確かに最初は自然災害であって補償する必要はないようなことで進めておられたと思うけども、またそのオーナーが練習場の売却をしながら補償をしたというふうに私も感じております、そして、そういうこともありまして

確かに保険にかかっていると思うけれども、施設の屋根が飛んで飛来したと、そして受忍を、範囲を超えた被害が発生したと、そういうこともありまして、ということは自然災害であるけれども、受忍に堪えないような被害を被ったんだと、だから、ゴルフ場のオーナーの考えに沿ったようなことで補償をしたいんだ」ということを言っておられます。この補償というのは、国家賠償法ではなくて見舞金とかそういうふうな補償という意味ではなかったんですか。

それを問います。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 確かに私のほうが千葉県ゴルフ場の災害の件で答弁いたしました。このことにつきましては今現在、裁判外紛争解決手続ですかね、俗にADRと言われておりますけれども、このことによって解決済みというような報道がなされているところでございます。

そういう中で、私が受忍の範囲を超えた被災だから、これは見舞金みたいなものじゃないかというような御質問でございますけれども、あくまでも受忍の範囲はもちろん超えてはいると私自身も思っておりますけれども、先ほども答弁いたしましたように、その危険性、予測性、回避性があつたかどうかというような判断をしたときには、そこが瑕疵を認めざるを得ないというような判断に至ったということでございます。

こういうことも、私たちがいろいろと最高裁の判例とかいろんな資料を集めまして、総合的に判断をした結果ということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） あれですね、ちょっと論点を整理してさせていただきたいと思うのですが。

まず、論点の一つとして専門家による見解書の件です、この見解書の内容の確認について一つと。それと2番目が、市長が先月の2月26日にこの議案を審議するときに民法717条の工作物の責任履行ということを挙げておられましたので、その2点についてちょっと論点を整理して話をさせていただきたいと思いますが。

まず、1点の見解書の内容の確認でございますが、この見解書ここにございますけれども、これには専門家のことです、これを基に全てをやっておるということですから、この資料には、「小鹿漁村センター屋根飛散についての見解書」ということですよ。本来であると瑕疵を問うんだから、この瑕疵についての見解書ということではなかったんですか。その辺はどうなんですか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） あくまでもこれは市の顧問弁護士さんのほうとも相談をさせていただいた上で、こういう状況のときには専門家の意見も聞いた上で適正な判断をすることが重要であるというような御助言もいただいておりますので、そこで1級建築士を取得していらっしゃる

す方にどのような見解となるのかというようなことでお願いをしたところであります。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 確かに弁護士はそう言われたでしょう。ここの報告書がござい
ますから。これによると、設置・管理に瑕疵があったとその弁護士が専門の業者に聞いてくださ
いよと、瑕疵についてですよ。瑕疵についての見解を求めておるのであって、先ほどの見解書と
いうのは内容をよく見ればすぐわかると思いますが、これは瑕疵ではなくて建物がこの10号で
飛んだ原因について書いてあるんですよ。

だから、弁護士が問わんとする瑕疵については何ら調査はしていないんじゃないですか。そう
いうのが弁護士の見解ですよ。どうなんですか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 確かに、この1級建築士からの見解書の中は構造的な見解が主になって
いるものというふうに思います。1級建築士が裁判官ではありません、また弁護士でもありませ
んので、構造的な問題での見解は述べるにしても法的な瑕疵の判断までに至るとは考えられませ
ん。

そこで、先ほども申し上げましたように、市といたしましてもこれまでの最高裁の判例等を参
考としながら、当初の答弁で申し上げましたように、その瑕疵の判断の基礎となる危険性、そし
て予測可能性、回避可能性、この3点を中心に総合的に検討をしながら判断をしたということで
ございます。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） あのですね、顧問弁護士が言わんとするのは専門家に瑕疵の判
断をしてくださいよと、そして、その瑕疵の判断が正しければ瑕疵に当たるんだと、そういう説
明を弁護士顧問の意見として上がっておるじゃないですか。先ほど言うたように瑕疵というのは
屋根が飛んだことじゃないんです。通常有する安全性を確保されているのかないのか、それが法
的根拠の瑕疵なんです。だから、弁護士は言わんとする瑕疵というのは、この見解書にはないん
じゃないですかということをお尋ねしているんです。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 先ほど言いましたように、法的な瑕疵の根拠と申しますか、構造的な瑕
疵の根拠としてはこの見解書の中にも記載されてありますように、「一般的に木造の構造物の場
合はたるきと軒けたを専用の固定金具などで固定する方法で施工することが一般的です」と。そ
ういうことで、今回のこの台風によってたるきと軒けたが外れまして飛散していることから、こ
の固定方法が十分な耐力を有していなかったと考えられるというようなことで、「台風10号の暴
風による風圧力に対する十分な耐力を有していなかったことが要因と考えられる」ということで

記載をしておりますし、我々もこのことを参考としながら、先ほど申しましたように、危険性、そして予測性、回避可能性のこの3点を中心に検討を重ねながら、今回の件につきましては市のほうに瑕疵があると判断せざるを得ないというようなこととしたわけでございます。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） この報告書にも、私何度も言いますが、瑕疵という判断は何もないんです、見解書には、一言もないじゃないですか。これは何度も言うけども台風10号で屋根が飛んだ原因を調べてあるんです。ならばお尋ねしますけども、その専門家のほうに瑕疵について問われたことがございますか。調査をしてどこが瑕疵があったのかと、そこが基本なんですけどね。専門家のほうに瑕疵について問われましたか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） ここではあくまで屋根の飛散についての見解を求めていますので、それが法的にどのことが瑕疵になるのかということまでは恐らく求めてはないんじゃないかなと思います。

私のほうも専門家のほうにはそこは尋ねておりません。担当部長のほうからそのことについては答えさせます。

○議長（小川 廣康君） 上対馬振興部長。

○上対馬振興部長（森山 忠昭君） 先ほどの質問で、弁護士さんからの助言を頂きまして、この屋根の構造がどのようなものか、私たちも専門ではございませんので専門家の意見を聞きながら、まず構造自体がどのようなものなのか、その見解を1級建築士さんをお願いして、1級建築士さんの見解は先ほど市長が申し上げましたように、くぎだけでやっぱり十分な耐力を有していないと、だから固定金具を用いてするのが理想です、一般的ですよという見解を頂いております。以上です。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） あのですね、金物金物と言われるけども、私の資料の9ページをお願いしたいと思うのですが、確かにこれは基準法でぴしゃと決まっているんです。でも、これ読んでもらうと分かると思うけども、この資料の9ページ、皆さんのタブレット見ればわかるんですけど、ここには金具なんていうのは書いていないんです、これが基準法なんです。これには金具をつけなさいとは書いていない。ただ今回のように軒の出が非常に少ないんです、60センチぐらいのものについては、現在でもくぎで十分耐えられるんです。私も専門家ですから、じゃこれがどうして耐えられるかという計算書も以前お渡ししたと思いますけども、3の2、これにくぎ一本で耐えられると。耐えるということは通常有する安全性を確保しているんです、この3の2で。専門家が見ればすぐ分かると思います、この数値は、これで担保されているんです。

だから、構造的には何ら問題ない、数値的にも確保できているんです、これは。その辺の見解はどうなんですか、市長。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 確かにこの構造計算上ではもてるようになっていてございませうけども、ただ、確かにここ建設した当初においてはこのようなことであつたのではないかなと思います。ただ、この建物も建てられてから15年か16年かぐらいの時間が経過しておりますので、その材料等の関係も幾らか出てくるんじゃないかと。それとまた、我々も調べたところで、ある大学の研究成果のほうでくぎというよりもそのたるきの割裂性というんですか、専門用語ではですね。割れることによって耐力が減少するというようなことも実証されておりますので、今後は、またこれについても十分な研究をするというようなことがある書物のほうにも書かれているといふこととございませう。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） くぎの話を読みますけど、使う木材というのは含水率が決まっているんです。水分が多かったら先に傷むかもしれないが、基準に合った材料ほとんど使うんですから、20年、30年はこの被害の写真を見ても分かるようにくぎは十分耐力を保有しています。誰が見ても分かるわけですから。だから年数がたった問題についてはこの問題は発生しないんです。数値で示したその数値こそが安全性の担保なんです。それが数値的に確認をされたということは、安全性は確保されておるんです。誰が見ても分かるんです、そんなもん。いいですか。それとその分について……いいです、じゃ次行きましょうか。

この報告書の中で一番最初に確認しなきゃいけなかったのがあるんですが、この最初の報告書の中でページ数が何枚かありますけども、この報告書の中で屋根の大きさ関係が書いてありますよ。屋根の長さが15メートルとか書いてあるんですが、軒の長さが90センチありというような表現もされておりますが、実際にこれは写真関係で照合したり衛星写真で見ると確実に違った数値です。軒の出が15メートルということは建物は12メートルなんだから、引いたら3メートル、半分が1.5メートルですよ、1.5メートルのひさしなら飛ぶかもしれない、数値的にはしかし実際は50センチか60センチしかないんですから、こういうふうなずさんな報告書もあるわけですよ。だから軒の出は50か60センチです。誰が見ても。その中における安全性を確認したということですよ、数値的に。それが安全性の確保ということですよ。

それと、時間がないんですからね。それと2月の26日のときに市長はこのようにも話しておられます。2月の26日の質疑の中で「確かに設計以上の力が働いて建物は飛んだんだ」と、設計以上の力が働いたという回答をしていますよ。ということは設計では安定だったからこれは瑕疵には当たらないということをご自分で認めておられるじゃないですか。これは読み上げるとこ

ういうふうに書いています。「設計以上の力がここに作用した関係でこの屋根は飛んだと推定をされます」と、そういうふうな発言もしておるんです。設計以上の力が働いたということは、これは自然災害なんです。市長自らそう認めておられますけど、それはどうなんですか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 確かに対馬地区でのこのような建築設計の基準風速が34メートルになっているところではありますが、この台風10号のときは鱈浦地区の最大風速でもたしか29メートルぐらいじゃなかったかなというふうに記憶をしております。29メートルというのは基準風速以下であります。その基準風速以外の中で通常有すべき安全性が欠いていたと言えるのではないかと、この飛んだ事実です。ここが私がいつも言うところの、やはり基準の設計風速、基準34メートル以下の風速で耐えることができなかった、そこには風速だけではなくて風向とか、また老朽化とかそういったことも若干出たということではないかというふうに思っております。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） もう時間がありませんけど、市長が言われた民法717条の件でちょっとお尋ねしますけども、市長はこういうふうに言っておられます。2月26日には、要約すると「台風が来たときにみんなが飛ば、それは不可抗力であってそれは自然災害だ」というふうな答弁しています。でね、台風9号が来たときには漁村センターもそうなんです、周りの瓦も飛んでいるんです。台風9号も10号も史上最大の瞬間最大風速を出しているんです。台風9号が来たときに漁村の屋根、そして周りの屋根も飛んだんですが、これは不可抗力ではないんですか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） あの、私が再々申し上げますのは、民法717条の中で工作物責任という項目がございます。ここでは最高裁等の判例におきましても、先ほど議員おっしゃられたように、その地域辺りでそのような同一の被害がなくて、例えばその被害があったところだけにこのような被害が発生した場合においては、その所有者等に損害賠償の責任が発生するということが、これは判例としてもうたつてあるということで私のほうは申し上げたところであります。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） そうですよ、9号、10号も大きい台風ですから、皆が飛ばばそれは自然災害なんです。じゃ10号はなぜ、同じように強い台風なのに自然災害じゃないんですか、同じ台風ですよ。ならば10号も自然災害というのが一般的な考えです。いろいろ人の考えはあるかもしれないが、ただそこを大きく判断をできるのはやはり大きい組織の中、今回の対馬市が入っておる総合保険の分です、損保ジャパン。これは大きい会社です。その会社がこのような大きい台風については自然災害だから不可抗力であると、だからお金は払いませんよとい

う見解を出しておるわけです。それに対して市のほうというのは見解書を出して飛んだ原因だけを上げて、本来の瑕疵ではなくて飛んだ原因だけを上げてそれは瑕疵だと言う。それも総合的に損保ジャパンが審査をして、そしてそれは完全に最大の風が吹いたんだから自然災害じゃないかというふうな判断をしておるんですが、じゃ、損保ジャパンについてどうなんですか。そういうことはないと言い切れるんですか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 別に私のほうが損保ジャパンの会社内のことをいろいろと言うことは差し控えたいとは思いますが、あくまでこの保険会社としては対馬市から送られた情報関係を元手に、会社としてのそのような判断をなされたものというふうに私自身理解はしておりますけども。ただし、我々としてはあくまで損保ジャパンさんの考え方に同じにする必要もないと申しますか、弁護士の先生のほうからの助言の中でも、あくまで保険会社のほうが補償はしない場合でも、市としましてはその瑕疵を認めて、そしてまた議会の同意を得て損害賠償をすることについては差し支えないというようなことをいただいているところであります。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 確かに弁護士の先生は言われたと思います。でもその弁護士のその見解が何度も言うようだけでも、その前提としてこう言っているじゃないですか。「専門家に頼んで瑕疵を明らかにしてくれ」と、そうであればその瑕疵が認められたらそういう流れになると、弁護士もそう言っておるんですから。

瑕疵の判断もせずに自分たちで勝手に瑕疵だ、瑕疵だと言いながら、弁護士の言うようにすればさっきの流れになると思います。基本的におかしいと思います。

そして、今回のその向こうも保険が出るわけですから、700万か800万か出るでしょう、と思います。その保険で直していただいて、建物を。出るんだから。そして、先ほど言われるように非常に悲惨な状態だったんだと市長は見に行かれたんだから、そしてどうかしてやらんといかんと思うじゃないですか、それが人間ですよ。ならば、保険で直していただいてそれに代わるもの、代わる補償ですよ。補償というのは見舞金であったりとかそういう形での補助はいいけども、日本国憲法に違反するような、国のような国家賠償法というのは使ったらいけないと思います。まだ、時間もあるんだからほかの補償方法も考えて、そして見舞金でどうだろうかということであればそれでいいじゃないですか。皆さんほとんど自分の保険で直しておるんですから。でもそれ以上に悲惨だったんでしょう。ならば、そういうような形で見舞金なりその他のもので対応するというふうな方向転換も必要ですよ。税金ですからね、人のお金じゃないんですよ。税金で払うんですよ、人のお金と思って勘違いしてもらったら困ります。

最後に何か言ってください。寂しいけど。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 先ほど申されましたように、ただ、今この被害者の方のほう（「まとめてください」と呼ぶ者あり）加入されてある保険については、もう御承知のように何かなかなか今はっきりして出せるというような状況ではないということは聞いております。

そういうことで、我々といたしましては何度も言いますがこの一級建築士の見解を得て、そしてまたこの瑕疵の判断となる危険性、そして予測可能性、回避可能性について総合的に判断して瑕疵と認めざるを得ないということで判断をしているということを申し上げます。

○議長（小川 廣康君） これで、もう時間です。（発言する者あり）時間かかりますか。はい、じゃ特別に許可します。どうぞ。12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） すみません、最後に一つですね。

国家賠償法というのがございますけども、ただ瑕疵というのをはっきりと確認をしてくださいよ。瑕疵がもう法律で決まるとるんだから、これが瑕疵だというのは。この見解書はその瑕疵も何もうたっていない。これが瑕疵をうたっていればいいんですよ、これが瑕疵だということを。

そういうことで何度も言うけども、まず今の建物は保険で直してもらって、そして後はそういうような形での補償を考えていただきたいと思います。

これ以上言っても無駄でございます。

以上。

○議長（小川 廣康君） これで、小宮教義君の質問は終わりました。

○議長（小川 廣康君） 暫時休憩します。再開を11時10分からといたします。

午前10時53分休憩

午前11時07分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

引き続き市政一般質問を行います。17番、作元義文君。

○議員（17番 作元 義文君） 皆さん、おはようございます。

新政会17番議員の作元でございます。実は、私は昨年12月の定例会でこの一般質問を通告しておりましたが、自分の都合で登壇することができませんでしたので、今回改めて中身も若干ずれるところがあるかも分かりませんが、質問をしてみたいと思います。

さて、世界中で猛威を振るっております新型コロナウイルスの発生から1年が経過をいたしましたけれども、まだまだ終息の機会を迎えることができておりません。ワクチンの接種も始まり終息を迎えることに期待をしておきたいと思っております。

通告をしておりました3点につきまして順にお尋ねをしてみたいと思います。

平成30年6月定例会でもこの件につきましてお尋ねをしておったと思います。その件について質問をしていきたいと思ひます。

まず、対馬のこれからの観光対策について、特に今回は中対馬地区の現状と今後の取組についてお尋ねをいたします。

対馬の観光について語るとき、浅茅湾の周遊コース、浅茅湾観光が最重要施策ではないかと考えております。まず、和多都美神社、烏帽子岳のコース、今、和多都美神社の一番沖の大鳥居が昨年の台風9、10号で倒壊をしております。宮司さんの話によりますと「9月の大祭までには建立をしたい」という話をされております。「全国からたくさんの御寄附も頂いております」ということでもあります。完成すれば全国各地から多数の参拝者が訪れることと思ひます。

次に、和多都美神社から濃部浅茅湾、そしてパールブリッジを通過して万関橋方面に抜けるところに狭瀬戸があります。これも前回質問を市長にしておりましたけれども、浅茅湾周遊コースをつくり上げる中で重要なコースであります。前回の答弁でもいただいておりますけれども、かなりの予算が必要であるということは承知をしておりますけれども、どうしてもしけを乗り越えて浅茅湾をゆっくりと回るコースをつくるためには、この補助事業をいろいろ考えていただいてこの狭瀬戸の掘削をやっていただきたい。長さが約300メートルか、幅が30メートルのコースで、案外直線につながっているところですから、ぜひもう一回この計画を作り上げていただきたいなというふうに思ひます。

次に、あそうベイパーク、ゲンカイツツジの森の関係で少しお尋ねをしておきたいと思ひます。

全体で60ヘクタールを有する一大公園ができ上がりつつあります。100名に近いボランティアの皆さん方の力添えがあつてのことだというふうに思っております。散策道の整備、景観を阻害する大木の伐採、休憩ベンチ、展望所の設置など順次進めて誰もが一日楽しめるような公園に作り上げていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

次に、今よく話題に出てきております金田城の関係ですけれども、昨年のGoToキャンペーン中には国内の観光客が数多く訪れていただき、全国に百名城の山城として知れわたるようになっております。新型コロナ終息が見えて、また旅キャンペーンが実施されるようになると、多くのファンの人たちが訪れてくれるようになるというふうに思われます。対馬市として、これからこの金田城をどのように生かしていくか、PR活動をされるのか、市長の話によりますとトイレカーの設置も予定されているようでございますけど、その駐車場の設定も、ぜひ進めてほしいということをおし上げておきたいと思ひます。

それから、2点目、藻場造成の件ですけれども、今現状と今後の取組についてということでお尋ねをします。

対馬でも各地でいろんな方策で、県の事業も併せて藻場造成が取り組まれておりますけれども、なかなかいい成果が上がっていないというふうに思っております。

御承知のとおり、対馬の山々は下草が枯れ、海へのプランクトンの流入が大幅に減少していると思います。海と山は一体の物であるというふうに認識をしております。今、豊玉町漁協管内でクヌギの植栽が行われました。800本ぐらい植栽されたんじゃないかなというふうに思いますけれども、これは一回の植栽だけではだめですね。やはり長い年月をかけて山と海と一緒に作り上げるというふうな対策を、県と一緒に話をしながらぜひ進めてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、3点目ですけれども、教育長に1点お尋ねいたします。これは市長も少し関係あると思うのですが。

公式のグラウンドゴルフ場の設定でございますけれども、今、高齢者あるいは若者もそうですが、幅広い年齢層にグラウンドゴルフが普及しております。多くの人たちに愛されるスポーツになっているグラウンドゴルフ。

昨年は新型コロナの影響で大会も大分中止をされていたようですけれども、対馬で登録をされている人だけでも700人、登録なしでいろんなイベントに参加してされる方を含めると1,000人に近いグラウンドゴルフの人たちの人口が楽しんでおられます。これはゲートボールと違って一緒に和気あいあいの中で個人個人の点数を競いますから、健康の確認であるとか、元気だったかなとかいうような声かけが簡単にできる融和なスポーツであります。

全島に数多くある運動公園の見直しを一回されたらどうでしょうか。グラウンドゴルフ場を大きく3点、専門の会場を設定してほしいなという希望がたくさん出ておりますから、よろしくお願いをいたします。

以上、3点質問をいたしておきます。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 作元議員の御質問にお答えいたします。

初めに、中対馬地区の観光対策について。浅茅湾周遊コースの設定を見据えた狭瀬戸の掘削と拡幅についての御質問がありました。

浅茅湾はリアス式海岸の美しい景観から対馬の主要な観光地となっております。その中心に位置する狭瀬戸は名前のとおり、狭く浅い瀬戸のために真珠養殖漁船等の小型漁船とプレジャーボートは満潮時の航行に限定されかつ慎重な操船が必要とされております。平成29年に作成しました中対馬未来づくりアクションプランの30ある個別事業の中に、狭瀬戸海底掘削事業を渡海船うみさちひこの新たな観光航路として検討するための整備として計画をしているところであります。

狭瀬戸の掘削と拡幅を行うことにより潮の行き来が活性化することが見込まれ、真珠養殖漁場の環境改善にも期待できるものと考えられます。また、渡海船うみさちひこの航行が可能となれば、観光ルートの見直しにより西沿岸ルート、東沿岸ルート、浅茅湾ルートの組合せにより多様なラインナップが形成され、さらに以前より増して浅茅湾の春のゲンカイツツジや新緑、夏のハクウンキスゲ、秋の紅葉、冬の朝霧などの四季折々の景色を船窓やデッキから楽しむことが期待できます。

渡海船うみさちひこと連携した観光ルートの多様性が確保でき、観光客の増加が見込まれ、観光産業の振興につながるものと考えます。

しかしながら、狭瀬戸の掘削・拡幅事業には膨大な事業費が必要になると考えられます。国定公園第1種特別地域となるため、国や県との連携を図り離島振興法や地域創生をはじめとした関連する各種制度を活用しながら、中対馬未来づくりアクションプランを基に目標を立て整理しながら進めてまいりたいと考えております。

そして、あそうベイパークの散策道の話がございました。あそうベイパークにつきましてはちょうど今、ツツジが咲き誇っておりまして多くのお客様も集まっているところでございます。そういうことで、令和3年度の予算のほうに散策道の整備の予算を計上しておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、金田城の整備、PRについてでございますけども、御存じのとおり金田城は一昨年9月にNHKの最強の城スペシャルで最強の城に選ばれたこと、昨年夏からのゲーム、ゴースト・オブ・ツシマの大ヒット、そして11月21日に放映された世界ふしぎ発見、また10月8日には作元議員も出演された沸騰ワード10に取り上げられるなど、メディアを通して大きな注目を集めているところでございます。この流れを途切れさせることがないように長くPR活動を実施していかなければなりません。

金田城関係の取組としましては、現状のコロナ禍にあってはウェブ上での映像による発信が中心となります。ゴースト・オブ・ツシマの関係企業の御理解をいただきながら、関連する動画の作成や関東で開催されたお城エキスポへの出展、聖地巡礼といった海外も含めた旅行者向けの商品造成などを継続して行ってまいりたいと考えています。

また、トイレの整備も行わなければなりません。既に地方創生交付金事業により今年から整備事業を進めておりますが、特別史跡指定エリア内にはいろいろと制約が多いため、自動車トイレの導入で対応したいと考えています。さらに携帯やタブレットをかざすと往時の石畳の様子や各城戸の門がバーチャルに見ることのできるARやVR等復元事業を実施いたします。

対馬観光の売りは歴史と自然でございます。いろんな意味で注目を集めている今が絶好の機会でございます。対馬の歴史や魅力をいろんな手法によりどんどん発信し、対馬に来ていただけるき

っかけづくりの取組を継続して行ってまいりたいと考えております。

次に、藻場造成の現状と今後の取組についてでございますが、対馬市の水産業において非常に重要な資源である藻場は一次生産の場、多種多様な生物の産卵場、稚魚の成育の場など、沿岸環境にとってなくてはならない重要な役割を担っております。

しかし、近年、対馬沿岸では藻場の衰退による磯焼けの進行が顕在化し、その対策が喫緊の課題となっております。磯焼けの原因は諸説ありますが、主なものとして、海況の変化、栄養塩の欠乏、淡水流入の影響、海水温上昇、植食性動物の食害、カキなど競合動物や堆積土による着定基質の占有、汚染などが考えられております。

磯焼け対策における基本方針といたしましては、対馬沿岸藻場再生計画において主要項目を掲げ取組を実行しているところでございます。

具体的な取組の令和元年度実績といたしまして、離島漁業再生支援交付金及び水産多面的機能発揮対策事業を活用し、魚類駆除21組織、貝類駆除32組織、藻類の種苗投入25組織で活動を実施しております。あわせまして各集落において、先進的視察を行うことで仕切り網による母草の育成5集落、イスズミトラップの設置6集落につながっております。その成果につきましては、食害魚の駆除5,325匹、そのうち鮮度の良いものは食材への有効活用につながっております。その中でもイスズミ、アイゴ等の魚類については補助事業を活用した駆除にとどまらず、定置網で漁獲されるものについても今年度から流通実証実験を行っており、令和3年度をめどに一般鮮魚と同様の島内流通体制を確立し、安価で安定した原料確保により飲食店や学校給食への需要喚起を促します。なお、ウニ類につきましては、約56万個の駆除実績となっております。食害の抑制としての効果を発揮しております。また、藻類については仕切り網の中では成長が確認されており、海水温の上昇による影響が懸念される中、食害を抑制できれば生育可能な環境にあることが証明されております。

一方、研究機関による先端技術の導入にも取り組んでおり、環境DNA調査では海水を採取し、水中に浮遊している生物の排せつ物等のDNAの濃度から存在する魚類等の種類、密度等が推計可能であり、継続的な調査を実施することで季節的な変化を考慮した対馬沿岸域の生態系構造が明らかになるものと期待しております。

藻場の再生は非常に難しい問題であり、即効性のある取組がなかなか見いだせない状況ではありますが、環境変化を注視しながら継続して事業に取り組み、状況に応じて対馬海域の海水温上昇等に即した南方系海藻種の導入や、現在一部地域で導入されている河川流域での植林の拡大等についても取組強化に努めてまいります。

加えまして、汚泥発酵肥料につきましても一部地域で利活用を実施しておりますので、現在の海水成分の状況や海域への有効性等を慎重に調査しながら活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 教育長、永留和博君。

○教育長（永留 和博君） 作元議員の御質問にお答えします。

グラウンドゴルフ場の公式化についてでございますが、グラウンドゴルフは老若男女に関わらず気軽に自分のペースでできる競技として、市内各地で多くの市民の皆様がプレイを楽しんでいらっしゃいます。また、自らの趣味や健康づくりを兼ね合わせ積極的に取り組んでおられることは大変良いことだと感じております。

現在、大会は野球場や多目的広場などの広いスペースが確保できる会場で開催されておりますが、競技人口の増加に伴い、より快適な場所での大会開催を望まれる声が多いと思います。

議員も御承知のこととは存じますが、市内には旧町時代からの運動公園をはじめとする様々な体育施設が整備されていますが、老朽化が進み毎年多額の修繕費を費やしている状況です。また、施設の維持に係る経費についても多くの予算を要しております。

以上の状況を鑑み、教育委員会では、現在施設の適正配置や利活用についての総合的な方針の策定を目指しており、令和3年度に関係各方面の御意見を伺うための推進委員会を立ち上げることにしております。

今回のグラウンドゴルフ場の設定につきましても、その中で協議を行っていきたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 17番、作元義文君。

○議員（17番 作元 義文君） ありがとうございます。中対馬の観光関係から若干お尋ねをしたいと思いますが、今市長が言われましたうみさちひこの利用、これが渡海船としての活用はもちろんですけれども、浅茅湾観光クルーズという形でぜひ使っていかなければいけないというふうに思っております。この、今私が言いました狭瀬戸の掘削、300メートルと30メートルの掘削がもしあればきれいなコースが作り上げられると、これは市長も言われたとおりでございますから、ぜひいろんな施策を講じながら、考え合わせながら陳情もしながら、できるだけ早い時期にこの掘削をやってほしいというふうに思います。

また、真珠養殖の漁場も濃部浅茅のほう側と万関側の浅茅湾のほう側に2か所設定をされておりますので、そういった人たちとの話合いも必要かと思いますが、これは真珠が揚げられた時期がありますので、1、2月から3、4月までは使っていませんので、そういったところの協議もよくされながら、できるようになったは、真珠養殖の人たちがでけんちゅうたらこれだめになる可能性がありますので、幅広く意見を聞きながら、ぜひこれも進めてほしいなというふうに思います。

それから、あそうベイパークの件ですけれども、やはり大木が邪魔して視界を阻害している部分がまだあるんです。浅茅湾側に下りていくところに灯台があります。灯台周辺が山猫の生息地になっているそうなんです、あれがね。だから、美津島行政サービスセンターの所長ともちよつと話しましたけれども、見えるように外が。それぐらいの伐採はしてほしいと。そうしないとちよつと暗いんです、あそこ下がっていくのが。だからそこをして、もともとあったあそこに展望台とかアスレチックの簡単なやつがあったんですけど、それも撤去されておりますから、あそこにベンチとやっぱり簡単な展望台ぐらいはセットしてほしいなというふうに、これもお願いをしたいと思います。

そして、今ボランティアの方とよく話をしてみると、鹿が半島に入りだしたということで、鹿の糞がてんとやっぱりありますね、ゲンカイツツジのところに。だからあそこは半島になっておりますから、入り口をやはり金網で塞げば何とか鹿をあそこは防げるんじゃないかなというふうに思っているんですけど、これも検討してみてください。

それから、金田城の件ですけども、ぜひトイレカーの設置をうまく利用できるように、下側に駐車場みたいなごろごろ石のところがありますよね、あそこを少し整地して、やっぱり車が5、6台ぐらいは止められるように自分たちですればいいんじゃないですか。そういったことはやはり臨機応変にやるべきだと思います。車止めるところがないんですよ、今からぜひ絶対ゴースト・オブ・ツシマの関係をPRに使うことはできませんけども、金田城には必ず人が今度は、コロナがなくなれば絶対また来ます。そして、国がGo Toキャンペーンをまたやりだすと必ずやって来ますよ。それで、ゴースト・オブ・ツシマで500万、600万の人たちがゲームを見た人は対馬に行ってみたいなというふうに思っていると思うんです。和多都美神社の寄附もそうですけども、この人たちが対馬に来るようになると、急いで整備をしていかないと間に合わないと僕は思います。だから、トイレカーとか駐車場とか道路の悪いところを削ってきれいにするとか、そして、一番上の展望所にはゲンカイツツジも100本でも植えてもらおうとか。今あるのはあるんですよ、ゲンカイツツジが。でも、ばらばらしかないですよ。そういったことの植栽もひとつ考えたらどうかなというふうに思います。そして、秋にはここにダンギクがいっぱい咲くんですね、あの石垣のところにね。これも鹿から食われんようにしっかり保存できるようにしてもらわないと。またキスゲみたいの一つもなくなりますよ、あれも。こういったところは手がけてほしいと思います。それで金田城の行ったあかしとして御城印というのがありますね。僕もずっとあっちこっち行くときに、御朱印帳を持っていくんですけど、これが金田城の御城印です。彦根城とかこれにいっぱい貼って持っているんですけど、こういったものを求めて来る人もおるんですよ。御朱印帳を抱えて。だから、行ったところのあかしとしてこういったものをもらいに来る人もおる、買いに来る人もおる、書いてもらう人もおる。これもやっぱり対馬のPRになります。

だから、100名城のときにNHKで取り上げた高橋英樹とか春風亭昇太とか、こういった人たちももしよければテレビ局と一緒に対馬で山城の大イベントを開いたらどうかな、これも頭に入れておいてほしいなというふうに思っております。

この御城印の話をちょっとしますけど、沖ノ島の宗像大社の今JRが造ったクイーンビートル、あれを使って観光船に使っているみたいなんです、今ね。平戸とか、ああいったところをぐるっと回って沖ノ島も回るコースもあるみたいで。だから、沖ノ島コースを回っていったあかしとして、宗像大社の御朱印を乗船記念に渡しているみたいなんです。

だから、対馬も観光バスで行く人とか、こういった人には金田城の御城印を記念として渡したらどうでしょうか。これも提案をしたいと思います。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） かなり多くの御提言をいただきました。

まず、狭瀬戸の掘削につきましてはこちらのほうで事業費を算定いたしましたら、環境アセスメント等も含めると約4億円ぐらいの事業費が必要になるかということを試算しておりますので、今後またいろいろな補助事業を活用するために研究をしてみたいと思っております。

それから、ベイパークの関係で見通しが悪いということで樹木の伐採をもう少ししてくださいということであります。ここは、先ほども申しましたように、第1種特定地域になっておりますので、なかなかその許可を得るのが難しいところもございますが、県のほうと協議を重ねながらできる限り希望に沿うようにしていきたいと思っております。

そして加えまして、鹿の被害対策で確かに入り口のほうを止めればある程度の鹿は止まるのかなという思いを持っていますが、ただ鹿はどうしても泳いで渡るといのがありますから、こちら辺は、ちょっとまた担当課のほうと研究をさせていただきたいと思っております。

それとまた、この次に金田城の整備に合わせていろいろな御提言もいただきましたし、何せ対馬のためにやれというような励ましのお言葉もいただきまして、大変感謝をしているところでございます。そういうことで、観光バス等で訪れたお客様に議員御提言のこの御城印等を何とか発行ができないかどうか、また協会のほうとも協議を重ねながら、ぜひこのことについては実行につなげてまいりたいというふうに思っておりますし、芸能人の高橋英樹さんの件につきましては、ここでは、向こうの都合もありますし、これからの事業として研究をさせていただければということも思っております。

以上でございます。

それと、申し訳ございません。私の当初の答弁中、沸騰ワード10につきまして10月8日ということで答弁いたしましたけども、ちょっと間違っておりまして1月の8日の放送でございますのでおわび申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 17番、作元義文君。

○議員（17番 作元 義文君） ぜひ対馬の将来展望ということを十分に考え合わせて計画を進めてほしいと、商工観光も含めてぜひ進めていただきたいというふうに思います。

それから、あそベイパークの散策道、頂上につくテープが張ってありますよね、今。あれ予算が今度つけられております。通ればされるんでしょうけども、よくあそこの責任者の方と相談をしながらいつするのか、時期的に。今満開ですからされませんので、恐らく11月ぐらいかなとは思いますが、100本ぐらいはやっぱり植栽をし直さなきゃいかんそうですよ、あれをつくるためにね。だから、そういったところもぜひ相談しながら進めていただきたいなというふうに思います。

はい、この件はもうこれでいいです。

それから、藻場の件ですけども、今非常に難しいんですけどね、この藻場造成というのは。でも、やっぱり海と山ということを考えるときには、どうしてもやっぱり継続した施策をやっているかなとなかなか。1回肥料を海の海岸沿いにまいたことがありますよね、昔、昔というかわかりませんが、それはすぐに流れ出てしまうので、これからは水産部とも話をしながら、海に流れ込んでいく川、河原周辺にああいったものを海から流れてくる栄養に見立てて置いていたらどうかなというふうに私は思っているんですよ。だから、この前クヌギのときにも、植栽のときにもそれ使わせてもらっているんですが、ぜひ余って余ってしょうがないものがあるから、あれを活用してほしいなど。それは、成分も市長が言われるようによく研究をされてね、やってください。そうすると、きっと流れ込んで来る海沿いには藻場が形成されてきやせんかなと思うんです。だから、今過去に囲ったところはきれいに伸びているんですよ。私たちのところでもやっていますが、網の小さい目の中に入れていたカジメはどんどん太っている。だから、外に置いたやつはもう締め出しを食う。何か方法を考えながらこの藻場造成も進めてほしいと思います。

藻場造成で何かあれば。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） この藻場造成につきましては、議員も今おっしゃられたように大変難しい事業であります。ましてやこの原因等が海水温の上昇とか食害魚が増えたとか、いろいろあるところでもありますけども、ただ、この藻場というのが魚類を増やすためのナースステーションでありますので、何とかここを守っていきたいというふうに考えております。

そしてまた、今年度3地区で森・川・海の関係でクヌギ等を植栽をしていただきました。このことにつきましては本当に心よりお礼を申し上げたいと思います。そういう中で市といたしましても、今現在、少し余っております、余るといったらおかしいんですけど、ありねよし等の肥料を有効活用にするため、いろんな活用策を今後も検討してまいりますし、もし、御要望があれば

それにお応えしてまいりますので、どうぞ今後ともよろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 17番、作元義文君。

○議員（17番 作元 義文君） それでは、教育長に1点お尋ねをしておきたいと思いますが、グラウンドゴルフの関係で各地で今やっておられますよね、グラウンドゴルフ場。これは案外広いところじゃないとされんとですよね。50メートル線が2本要ったり30が2本要ったりするセットをしなくちゃいかん球場が要りますので。まあ今、適切な配置の見直しをすると、検討をするというような答弁をいただきましたので、ぜひ早いうちにこういったことは解決をしてほしいなと思います。そして、芝のあるところや芝のないところやいろいろあって、やっぱりできれば4面取りたいというところがあるんです、今年は壱岐対馬の大会も対馬でやられるそうですね。それで、大会が何か結構40近くあるんじゃないでしょうか、大会が。いろんな会社が主催する大会もあるんです、農協とか漁協とか、あるいはそういったところが主催する大会がいっぱいあって、それに皆さんが集まって来て和気あいあいのうち、いい交友ができています。だから、こういう会場を早くセットしてほしいなというふうに思っております。

それから、豊玉の話をちょっとしますけども、こどもたちが日曜日に野球の練習をしています、あそこで。豊玉の運動公園、あれは野球場になっているのかな。だから、日曜日かな、やってきてしておりますので、大会をするときには僕は峰か美津島でもらうようにできるだけそういった配置の仕方をしてもらって。日にちが取りにくいらしいですよ、グラウンドゴルフも。雨が降ったらされんし、いろんなことがあって、こういう要望もたくさんいただいております。

だから、配置の仕方をよく考えられて、そしてひとつ豊玉の話をしてもらいますけども、中学校のソフトボールの練習をしている会場は豊玉高校の仁位の公民館側のあそこにマウンドもあるし、あそこでしてくれんのかなあと思うんですけど。その辺どうですかいね、されんとかね、練習場。

○議長（小川 廣康君） 教育長、永留和博君。

○教育長（永留 和博君） 豊玉小学校のソフトボールですか。

○議員（17番 作元 義文君） いやいや、豊玉中学校の、豊玉中学校かどこの中学校か分かりませんが、中学校の生徒たちが野球の練習をしています、豊玉のグラウンドで。

○議長（小川 廣康君） 教育長、永留和博君。

○教育長（永留 和博君） あれは社会体育で豊玉中だけではなくて近隣の中学校からこどもたちが集まってチームをつくってやっているわけですけども、中心は豊玉でやっているみたいですけども、重なったとき等は峰の野球場で練習をしております。今言われるグラウンドゴルフ場の公式化ということで、それぜひ以前の旧町時代の野球とかソフトの盛んだった頃、若者の多か

った頃つくられた施設が中心となっておりますので、今後の対馬の人口構成、高齢化を考えたときには、やはりそこらあたりをもうぜひ見直す時期、見直さなければならないというふうに考えておりますので、ぜひ来年度その方向性を見いだしたいなというふうに思っております。

○議長（小川 廣康君） 17番、作元義文君。

○議員（17番 作元 義文君） ありがとうございます。

ますますこのグラウンドゴルフの人口というのは増えてくると今から思っておりますから、大会がなるだけ多くできるような会場をぜひセットしてほしいなというふうにお願いをしておきたいと思えます。

それから最後になりますけれども、あそこの草刈りトラクターがもう壊れて、10月か11月にはもう壊れとったっじゃなかろうか。それで今予算を見ますとちゃんとつけていただいて、予算が通れば執行していただくんでしょうけども、ぜひそういったところもお礼を申し上げておきたいなというふうに思えます。やっぱり芝の状態をきれいにしておかないと、年寄りも、いいですからね、「これ、何か」と。そういったことがないように。刈る人がきれいにいつもあそこは刈ってくれていますから、ぜひそういったところもお願いをしておきたいなというふうに思えます。

それから、もう時間がありませんけども、最後に市長に1点だけお願いをしておきます。

これは観光、まあ何ちゅうかな、国定公園の見直し、いつかも私は言ったと思うんですけど、昭和43年に設定されておりますよ、この壱岐対馬の国定公園は。だから、もう50年も60年も木がそのまま伸び放題しとって、何かちゅう話をしてみませんか、県に行ってから。切られるところは切らせてくれんね、見直すところは見直してくれんか、いうふうに言ってください。そうせんと、開発もされん、観光の進め方も進まん、いうことになりますので、よく県のほうとも話をして、見直すところは見直してくれという話をしてください。

最後にお願いをして質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（小川 廣康君） 答弁はいいですかね。（「はい」という者あり）答弁いいですね。

これで、作元義文君の質問は終わりました。

○議長（小川 廣康君） 昼食休憩とします。

再開の時間ですが、本日3月11日は東日本大震災から10年を迎えます。市において大震災で犠牲になられた方々の御冥福をお祈りし追悼の意を表すため、大震災の発生時刻午後2時46分からサイレンを1分間鳴らすことになっております。議会におきましてもサイレンに合わせて1分間の黙禱をささげたいと思えます。

議事日程からしますと、午後からの一般質問時間内に当たりますので、開始時間を5分早めて

再開は午後零時55分からしたいと思いますので、御了承願いたいと思います。これで休憩いたします。よろしくをお願いします。

午前11時55分休憩

午後0時53分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

報告します。大部初幸君並びに齋藤久光君から早退の届出があっております。

午前に引き続き、市政一般質問を行います。3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 創政の長郷です。

本日は、人口問題について、市長の見解を尋ねてみたいと思います。

この春147年の歴史に幕を閉じる小学校がございます。

そして、2020年総務省の住民基本台帳人口移動報告では、長崎市、佐世保市に次いで転出超過ランキングの3番目に対馬市があり、その数は362名となっております。

同じ離島であっても、五島市、小値賀町は、転入超過のランキングの上位にあります。

本市においては、就職相談の実施、住宅情報の提供、空き家バンクの拡大等々取り組まれておりますが、その成果をお尋ねいたします。

次に、人口問題については、どの自治体も悩んでおるところでございますが、U・Iターンを増やすには、住みよい場所、働きやすい場所ということを感じておるということ、市長は、前、発言をされておりますが、その後、どのような対応を講じられておるのかお尋ねいたします。

次に、U・Iターンが2007年91名、2018年115名との報告を受けていますが、その後の動向をお伺いいたします。

また、U・Iターン者が地域になじみやすいため、どのような対応策を取られておるのかお伺いいたします。

こういったU・Iターン者が、本市にお見えになるときに、移住・定住支援関連の補助金が幾つかありますが、検証してみる結果、対象者の立場からすると煩雑な事務に見えてなりません。

そこで、事務の見直しというか、転入しやすい環境、これはホームページも含むことなんですが、そういったもので、外から見ても「あっ、この対馬市の手続簡単だね」と分かるようなシステムの構築、そういったもののお考えがないかどうかお伺いいたします。

こういったふうにして、止まらない人口流出や、高齢化による労働力の不足、疲弊する地域経済危機に対する取組をどのように考えてあるのかお伺いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 長郷議員の質問にお答えいたします。

対馬市の人口は、令和2年3月には3万人を下回り、人口減少問題は、対馬市の大きな課題であると考えております。

平成30年の社会減は154人の減、令和元年は360人の減、令和2年は383人の減と年々減少幅が大きくなっている現状であります。

その要因は、転出の増というよりも、転入者の減少幅が伸びており、職場の異動等に伴い、単身世帯が増えてきているのではないかと考えております。

そのような中で、移住・定住については、重要施策として位置づけておりますが、移住者の状況は、平成30年度が115人、令和元年度が134人、令和2年度が2月末で122人と、ほぼ前年並みで推移しております。

まず、1点目の御質問であります就職相談会については、地元企業を中心に、定住に向けた島内相談会、移住に向けた島外相談会を実施しております。

就職相談については、移住者等の希望職種などのマッチングが非常に難しいことや、島外相談会においては、相談会実施の周知に苦慮しているところがあり、想定していた成果は出せていない状況であります。

今後は、今年度に取り組んだりリモートでの開催や、新たな手法を検討しながら、相談会を継続的に実施してまいりたいと考えております。

住宅情報の提供については、空き家バンクの掘り起こしや、不動産事業者との連携により、しまぐらし応援サイトでの情報提供などを行っております。

空き家バンクについては、令和元年度から固定資産税納付書発付の際に、空き家バンク登録のパンフレットを同封しながら、年間15件程度の登録を行っており、徐々にではありますが、成果が出てきているところであります。

今後は、島おこし協働隊として雇用しているしまぐらしコーディネーターやコミュニティー支援員などと連携し、地域に入りながら、空き家バンクの掘り起こしに取り組みたいと考えております。

次に、2つ目の御質問の住みやすく、働きやすい場所づくりについてでございますが、現在は、住居の確保や就業場所の確保、移住における支援策に取り組んでいるところであります。

住みやすい場所については、環境面もありますが、コミュニティーも含め、地域において理解のある移住が優先するのではないかと考えております。

そういった中では、移住を率先して受け入れていただける地区の選定や、地域の世話人制度などのサポート体制を、今後検討していかねばならないと考えております。

また、働きやすい場所については、就職相談会等や地元企業への呼びかけ等をしながら対応し

ているところでありますが、今後は、国の新たな施策である特定地域づくり事業協同組合を組織できないかと考えております。

この制度は、年間雇用ができない事業者等が出資及び国等の補助金を受けながら人材雇用を行い、事業者からのニーズがある業務について、期間や季節ごとに応じて派遣する新たな制度であります。

移住者の働く場所の受け皿としても、この制度が活用できないかと考えており、今後、産業界や事業所等とも協議・検討を行い、新たな雇用体系を構築していきたいと考えております。

次に、3点目の御質問については、U・Iターン者の状況は、冒頭説明させていただきましたので省略させていただきますが、U・Iターン者が、地域になじみやすくするための対応策については、現在は移住者の懇談会やアンケート調査を実施しながら、対馬での生活に対しての助言・サポートを行っている状況であります。

議員がおっしゃるように、地域になじむというのは、移住者にとっては、大変不安な部分であり、生活する中で、大きく悩むことも想定されます。

そういった意味からも、先ほど説明した移住者受入れ地区の選定や、移住者に対する地区世話人制度などを検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目の御質問の移住・定住支援関連補助金の簡略化についてでございますけれども、引越経費、家賃経費、子育て支援、結婚支援、就職支援、奨学金返還支援など、その支援制度に応じた補助金を支給しているところであり、制度の適正な支給等を考えた場合、簡略化は難しいと考えておりますが、どのようなことを想定されているか、お聞かせ願えれば幸いというふうを考えております。

移住者に一律支給という考え方もあろうかとは思いますが、それを目的に移住する方も他の自治体には事例があり、また、転々と移住補助金を活用している方もいらっしゃるというふうに聞いております。

この補助金は、移住・定住の促進を図っていくために支援しておりますが、道半ばに転出し、平成29年度制度発足時から12件の補助金返還も発生しております。

そういったことを踏まえ、補助金事務の簡略化については考えておりませんが、要件である定住5年間に1年間に要件緩和し、急激な社会減が進んでいる対馬において、U・Iターン者を呼び込んでいきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、5点目の人口流出、労働力不足、地域経済危機と範囲が幅広い質問でございますけれども、根本は定住人口を増やし、人口減少を食い止めることが重要であり、特に若年層の定住政策に比重を置いていかなければならないと考えております。

大学等で都市部へ進学するのは、大学がない対馬においてやむを得ないと考えておりますが、

都市部で勉強し、将来、対馬に帰ってこられるような環境づくりが重要かと考えております。

U・Iターン者の支援策として、令和元年度からは、奨学金返還支援制度を設け、令和3年度からは、結婚新生活支援事業を、新たに設けたところであります。

また、若者定住には、働く場所の確保も重要になってくるかと思えます。

これについては、地場産業の育成、企業誘致などを踏まえ、社会情勢に応じた対応をしていきたいと考えております。

労働者問題についても、雇用したくても雇用する者がいないという声を聞いております。

今後検討する特定地域づくり事業協同組合の創設や雇用者育成に向けた支援などを設けながら、労働力確保に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、外国人労働者の雇用も建設業、水産業などにおいて、進んでいると聞いております。

その方策についても、産業界、事業者、地域と協議しながら、新たな労働力の確保に向けて、検討してまいりたいと考えております。

地域産業が活性化していくことによって、おのずと地域経済は立て直せるのではないかと考えておりますので、十分に関係者と協議しながら、将来の対馬、持続できる対馬づくりに向けて対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 移住・定住補助金の件から、私の考えをということですので述べてみたいと思います。

確かにおっしゃるように、全部が全部一括になるとは考えにくいので、私が考えるのは移住支援補助金でありますよね。

これは、東京を中心にした補助金制度ですね、東京からの移住を対象にしてのみの支援補助金があるんですよ。

そして、もう一つは同じような名前で、移住定住支援補助金であるんですよ、これもまた、別なんですけど。

これ、先ほど市長が説明されたように、もろもろの経費を面倒みましようという話なんですね。それはそれで、性格がちょっと違うんで、そこは一緒にならないと思うんですよ。

移住支援補助金、これは多分国が出した補助金をそのまま市がつくっているんじゃないかなあと思われる節があるんで、これについても多くを問いませんが、東京一極集中から地方にという発想の下でできた国の制度を利用されているなら、市がどうこう言えないけど、私とすれば、東京じゃなくて、福岡とか関東、関西、そこら辺の都市があってもいいという考え方を一つ持っています。

今、例規集見ますと東京と明記されております。それ以外は、駄目だという理解になるんで、できれば関西、福岡県、そこら辺も支援補助金の対象地区として市が認定できれば、少しは変わってくるんじゃないかなという気がしていますね。

そして、もう一つは、先ほど言った移住・定住支援補助金、これがなかなか厄介なところがあるんですけども、できればそこら辺の補助金とか、家屋改修の補助金がありますよね。そこら辺を一つにしていれば、利用する側からすると、移住してきましたよ、そこで定住先決めていますよ、そして入ってみたけど、外見と見たときと生活を始めたときのギャップが生まれる。ところが、うちの要綱からいくと、入ってしまったら空き家じゃないんですよ、考え方が。

だから、目的は移住者を受け入れるための家屋だから、それは、一般的補助金とちょっと考え方、考えて変えてほしいんですよ。

入ったら空き家じゃないという考え方じゃなくて、対象だったから入ったんですよ。だから、まだ永久とは言いません。期間が設定されてもいいと思うんです。

まず、移住してきました、1年のうちに。だったら適用しましょうと。先ほど5年を1年に変えられましたから、あえて1年と言いますけどね。そういった考え方があっていいんじゃないかと思うんですよ。

特に、対馬の場合は、合併浄化槽の普及があまりしてないんで、これが考え方なんですけど、例えば、移住してきました、住みました、そこはまだ簡易水洗程度か昔のやつでしたと。住む側か家主側かは別として、取りあえず浄化槽入れたいんですよって話になったときに、浄化槽の補助金はもらえますね、当然ね。

ところが、移住者だったら、即、プラスアルファがないのかな。

例えば改修費、家屋改修費50万円、上限50万円補助金出すようにしていますよね、それが、セットで使えるかどうかちゅうのは、これは裁量の範囲になっているんですよ、今の段階では。

普通はもう、自分の家は改修して浄化槽をつけなさいちゅうのが普通ですけど、ここはあくまでも人口問題として受け入れた側だから、そこはちょっと改修費として見ていいんじゃないかな。

そういうものを市のホームページに明記しておけば、向こうから気持ちがある人が、そこら辺は、ちゃんと、いち早く理解できて、スムーズに移住して来られるということが考えられる。

もう1点は、空き家だから、水道、水回り関係、さびているとか、破損とかありますよね、止水栓止めているときいきなり開けると破裂しますよね、可能性あります。

そして、中さびているちゅうんで使えないという配管をやり替える必要があります。

しかし、下見に来たときは異常なかったんだけど、生活始めると、そういったものが見え始めてくる。その期間は、いつなんですかというのがないんですよ。

だから、そういったところをね、ささいなこと、みんな感じるんだけど、これ日常生活の毎日

使うもんだから、移住者にとっては、結構、神経使う分じゃないかなという、そういう意味で、さっき言ったような補助金の抱き合わせの中で、移住・定住支援補助金と空き家改修補助金等を一つにしていれば、いいんじゃないかなという気がしております。

だから、家賃の初期設定費用とか、ここに来るための費用とか子育て費用とかは、もうこのままで十分だとは考えておりますが、要は、移住して来られる方が、来る前に、はっきりとそこが確認できる制度を、私が考えるには、対馬市移住・定住支援補助金を網羅したものを一つ立ち上げてもらいたい。

そこで、一目で見てよう分かる。

sonde もう、本当は担当課に聞かないと分からない部分がいっぱいあるんですけどね。

それは、例えば、ホームページでしまぐらし応援室、あるじゃないですか、今のホームページはね。

その中に、しっかりうたい込むとかすれば、外から見て、「あっ、この町は、この島は、こういったところは適用できるなら少し考えようかな」という話なんですよ。

現に、100名も毎年来ていただいているわけだから、そういった部分を、少しそのサイドに立って考えていっていただきたいというのが、私の考え方です。そこら、検討していただければいいと思います。

それで一つ確認ですけども、市の中にはいろいろな協議会、設けてありますよね。

例えば、人口減少対策本部、しまのみらいづくり懇話会、こういったものがあるんですけど、この活動状況を少しお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） まず、1点目のこの移住・定住支援関係補助金につきまして、改善点ということで、議員のお考え方を聞かせていただいたんでございますけども、その前に、今の市のほうといたしましても、この4月の1日から、市のホームページのほうのリニューアルも予定をしているところであります、今、その準備も進めているところでございます。

そういうことでございますので、先ほど申されました、この移住・定住支援関係の補助金の洗い直しと申しましょうか、検討は、さらに進めて、今度の、しまぐらし応援室等の中に盛り込めればというふうに思います。

それと、2点目の件について、ちょっと私のほうも、よく把握をしておりませんので、これ、担当部長のほうから答えさせていただきます。

○議長（小川 廣康君） しまづくり推進部長、武末祥人君。

○しまづくり推進部長（武末 祥人君） 長郷議員の質問にお答えいたします。

協議会の分で、人口減少対策協議会、それと、しまのみらいづくり懇話会、この2つについて

ですが、人口減少につきましては、振興局と一緒にPTを立ち上げて活動しておりますが、私の中でちょっと勉強不足で、この協議会がどういったものだったのか、よく理解をしていません。申し訳ございません。

また、みらいづくり懇話会についても、ただいま活動を今しておりません。申し訳ございません。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） せっかくつくっている移住、人口を増やそうということで作られておるわけですから、そこら辺は自覚していただければと思います。

それはそれで、今後の活躍を期待しておりますが、そのほかに、例えば、漁業あととり育成事業とか、国境の島・海の魅力発信隊とか、いろいろあるんですよ。いっぱいつくっているんだけど、なかなか活動が見えない。その効果が見えない。

だからそこら辺は、今回改めて職員間、担当部の中で洗い直しをして、あれもこれもつくるんじゃなくて、一つ、一目で分かるように、変えていただきたいと思います。

先ほど、4月1日からホームページのリニューアルということで、2年目ですよ、私が言い出してから。昨年、できるという話を聞いたときの、まあそれはそれとして、やっとできるんですから、それはそれで、喜ばしいことですので、できれば、一目で分かる方法を構築していただければと思います。

それから、後継者の問題、いろいろ言われるんですけど、これなかなか難しい部分がありますよね。

もう一つだけ聞きたいのは、2親等という縛りがあるんですよ、跡取りの中で。とか、子弟とかいう言葉が出てくるんですよ。

今は、こどもとか、兄弟うちだとか、2親等とか言ったら、跡取りは生まれない時代じゃないかと、私は考えております。

いどこであっても、親戚であっても、帰って来てやりたいという人、おられるわけです、現実的に。

ところが、市のこういった要綱等に当てはまらないんですよ。

だから、今回、あえて質問立たせてもらったのは、そういった部分について、跡取りがなかなか確保できない業種の方に、そういった光をちょっと当ててもらいたいです。

第三者であっても、その経営者の方がちゃんと受け入れて、ちゃんとそこに住み込んで仕事をしますよということが証明できれば、この市の持っている要綱に合致しますよという、そういった理解できるような形にしていきたいんですが、お考えを。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 漁業関係の漁業後継者支援事業、これについては、国・県の補助事業に準じながら、組み立ててきたわけでございますけれども、ただ、これだけでは本当に、その対馬で父親の背中を見て漁業者になりたいというような方には、この支援は及びません。

そこで、そのような本当の跡取りを、これからも増やしていくために、また、その事業とは若干リニューアルして、月当たりの、たしかあれは若干下げましたけれども、本当のその後継者として、漁業者等を今後引き継いでいけるようなというようなことで、制度を設けております。

詳しいことは、ちょっとまた担当部長のほうから答えさせていただきます。

○議長（小川 廣康君） 農林水産部長、佐々木雅仁君。

○農林水産部長（佐々木雅仁君） 長郷議員の御質問にお答えいたします。

漁業関係の跡取りの事業の関係でございますけれども、現在、経営者育成コースとか従業者育成コースとか、それに加えて、先ほど長郷議員も言われました漁家子弟コースというのがございまして、漁家子弟コースについては2親等以内という条件がついております。

月当たり10万円、2年目からは8万円というふうにずっと下がっていきますので、その辺については、また別に市の単独のあととり育成事業というのもございますので、そちらのほうと併せて、御利用していただきたいなあと。

それでまた、市のほうもどんどん勧めて、皆さんに分かりやすく説明をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 大まかにはそういうことだとは思いますが、その中で、さっき私がひっかかっておるのが、答えもらってないんですけど、2親等とか子弟とかという言葉がありますよね。

例えば、漁業あととり育成事業補助金交付要綱によると、対象者は漁家の子弟に対してと書いてあります。そして、事業主体は漁業協同組合ですね。ここは、しっかり言ってもらわないと、誤解が生まれるんです。漁協が対応しなければ、この事業は対応できないという話になるんですよ。

多分、国の制度を利用しているからこうなっているんだと思うんですけど、国の制度は制度でいいんですから、市の単独の制度、ここら辺で、市の中に、要綱の中に入れることは可能ですよね。

2つの道が、同じ事業で内容であっても2つある、単独分と補助事業の分、だからそれはつくっていただきたいと。

金額もさることながら、そういった縛りがあつたら、さっき言った、いとこの子とか、そういったやつが来たくても来れない、対象にならない、来れないじゃなくて、対象にならない、それちょっと、あまりにもきついんじゃないかなあと。

子と弟に限定されるということと、漁業協同組合がやらないとできないということが、このあととり育成事業ですよ。

もう一つの、その次代を担う漁業後継の育成事業についても、さっき言ったように、2親等という縛りがありますよね。これはこれで、これも国の補助事業の流れだと思います。あまり中身的に、奨励金と生活費という部分が変わるだけなんですよ。

これだったらもう一括して、その縛りを解いて、さっき言ったような方法で再検討してもらいたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（小川 廣康君） 農林水産部長、佐々木雅仁君。

○農林水産部長（佐々木雅仁君） 市の単独のあととり育成事業と市が事業主体であります漁業就業実践研修事業の件でございますけども、それを一緒にまとめたらどうかということでございますけれども、金額的にも違ってしますので、市のあととり育成事業のほうを、もう少し検討が必要じゃないかなというふうには思っています。

今後、その内容について、また内部で検討したいと思います。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） それは、今から詰めていただければと思いますね。

特に、今の要綱で言っているだけであって、この要綱、一回ひもといってしまうと、一つになるはずですよ。

金額も改めて、国・県の補助金の分と市が単独で上乗せする分と2つあってもいいじゃないですか。

それ、相手方がどう受け取るかで変わってくるわけですから、条件も変わってきます。

だから、そこら辺は少し検討を加えていただきたいと思います。

それと、先ほど外国人労働の話が出ましたけれども、外国人労働は確かに必要な部分だと、私も思っております。

ただし、住所が特定できないと雇入れできないということであって、例えば、漁業者の方であつたら、わざわざ職員の家を建てないといけないという条件があるんですよ。

住所地をはっきりさせる意味合いから、これは入管法の問題がありますので、就労させる場合は、居住地を明確にしろという一つの条件で、家を建てざるを得ない人もおられるし、市営住宅が近くにあれば、それを提供する方法もあるでしょうけども、そこら辺も含めて外国人労働

者というのは、いろいろ問題もあろうかと思いますが、ただ単に労働力を確保するという意味からすれば、有益な一つの手段だと考えますので、その対処方法を少し市のほうも研究して、その漁業者であったり、農業者であったり、そういったその必要とする部分の人たちと重ねられて受け入れる方向で、広く発信していくという方法を採られたらいかがと思いますが、いかがですか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 先ほども、この外国人労働者につきましては、この産業界等と、新たな労働力の確保に向けて検討を重ねていきたいと答弁をしたところでございますが、特に内容といたしまして、特定技能1号、そしてまた、特定技能2号というような、在留期間がそれによって若干違ってくるような条件等がございますので、ここら辺も総合的に勘案しながら、産業界のほうと、再度また、いろいろと協議会等で詰めてまいりたいというふうに思います。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） ぜひ、そこら辺は、早めに詰めていただければと思います。

それともう一点、先ほど市長もおっしゃられましたけれども、その移住者に対するサポートの問題ですね、島おこし協働隊を3名雇ってきていただいて、いろいろやっているとおっしゃるけど、私、意味合いがちょっと違うと思うんですよ。

私が考えるサポートというのは、地域の人たちがサポーターとしてなってくれないか、支援員としてなってくれないかという、私は考え方を持っているんです。

島おこし協働隊が駄目と言っているわけじゃないんですよ。

しかし、実際、そこに住み込むためには、その地域に精通した人たちがサポートしてあげないと、なかなか難しいんじゃないかなと思います。

島おこし協働隊、その後に、サポートしていくなら分かります。

島おこし協働隊の人たちも外から来ている人間ですから、その地域の実情は分かっていないんです。なかなかなじむのは難しいんだと思いますよ。

コミュニティーナースであったり、コミュニティーの支援員であったり、いろいろ来ていただいていますけども、私が考えるサポーターは、地域の住民です。

そこを市が、委嘱するなり、お願いするなり、方法はいろいろありますね。

先ほど、市長が言われましたように、地域を限定してみたいな話がありましたね。

そこを含めて、そういったサポーター制度を、地域の人たちをお願いしたい。

これは実例として、例えば、漁業で来た人が、漁業権を買うにはどうすればいいですかという相談がありますよね。しかし、協働隊については、そういったものは知識ないんで、それは無理ですよ。例えば、農地を買いたいんだけど、どうすればいいんですか。

だから、そこら辺のきめ細かいサポートができれば、移住されて来た方も安心して対馬で生活

できるんじゃないかと考えますが、地域サポーター制度、名前はいいんですけど、支援制度、どちらでも結構ですけど、そういったお考えはありませんか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） このことは、冒頭のちょっと説明の中でも説明させていただきましたけれども、この移住者に対する地区世話人制度を、ここを今後、検討していきたいということでありまして、これが、意味は議員おっしゃるサポーター制度と同じような制度になろうかと思えますので、ここは、今後、進めていこうということで動いております。

それと、やはり魅力ある生活を求められると思います。私も、これまでも、魅力ある生活がないと移住者は増えないという思い持っておりますので、今、ここは、特に対馬の振興局のほう為主になってやっていただいております。

例えば、農業関係では、農地、そしてその住む家、それから、それに付随する機械等をそろえた就農パッケージみたいなことで、移住を進めようということも、実際に動いておりますし、このようなことも参考にしながら、今後、進めていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 分かりました。

ぜひ、そのようにして、フォローしていただきたいと思います。

それで確認ですが、これを令和元年の6月定例会で答弁いただいている、移住者のネットワークをつくりますという話をされているんですが、移住者の方々、来られて、移住者同士のつながり、ここら辺をコーディネートする場はできているのか、できていないか、私は把握していませんけれども、これを部長が答えているんです。市長じゃないです。

多分、当時の部長は覚えていると思うんだけど、そういうネットワークを構築して、それぞれの悩みなり、付き合いを広げていく仕組みなりあれば、さっき言った住みやすい島、移住しやすい島という一つの 카테고리にもなるのかなという気がしているんですが、その後、そういった話って、どの辺まで進んでいますか。

○議長（小川 廣康君） しまづくり推進部長、武末祥人君。

○しまづくり推進部長（武末 祥人君） 今、長郷議員からの移住者のネットワークの件なんですが、今現在、島ぐらしコーディネーターとして6月1日から協働隊が着任しているんですが、御存じのように、なかなかコロナ禍で動けていないというのが実情でございます。

そういった中で、ネットによるいろんな情報配信を今しておりますので、移住者への取材であるとか、そういったネットワークにまだなっていませんけれども、そういったもので、つながりは、今、つくっております。

この年度末、3月27日に、移住者交流会を予定をしております。

ただこれ、まだコロナ禍なので、取りあえず定員10名ということで、皆さんからいろんな意見を聞きたいと思っております。

そういった中で、先ほども出ました住宅でのいろんな移住者目線での住宅の問題であるとか、そういったものも含めて、お聞きしたいなあと思っております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） コロナ禍を理由にされて困るんだけど、令和元年だから。

まあ、それはそれとしていいですが、ネット使えるわけだから、そこら辺を、移住して来た人の台帳は手元にあるはずですから、そういった人に、いち早く発信して、それで、この中でということであれば、その希望を担当課のほうで、いち早く把握されて、それぞれの方々に情報として流す、インターネット上でそれは十分できることですから、そこら辺は、今の時代だったら、取り急ぎやるべきじゃないかなという気がしますので、それは期待しておきます。

それで、最後の質問にしますが、先ほどから出ています特定地域づくり事業協同組合の話なんですけど、昨日も話が出ておりました。

昨年、説明会をしたというお話が、昨日ありましたが、どういう団体とどういうぐらいの回数で行われて、それが実らなかった原因は何なのか、もし把握してあれば、お聞きしたいと思えます。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 実は、令和2年の11月の18日に、国境離島新法協議会の中に、各産業団体等の代表者がいらっしゃいますので、この中、例えば、商工会、観光物産協会、農協、漁協、森林組合、建設業協会、こういった団体の皆さんに説明をしております。

説明をしておりますけれども、ちょっと、まだ、私ももちろん行きましたけれども、その時点では、なかなか皆さん、まだ本当の興味を示していただけなかったということで、こちらの説明が、まだまだ不足しているのかなという思いを持っております。

ちなみに、五島市のほうでは、商工会が主になって、この事業を構築しようということで動かれたというような情報は聞いております。

それでまた、私たち市のほうも、この事業につきましては、一つの季節労働者的な派遣ができますので、例えば、冬場だけの人夫さんがいる真珠事業組合とか、例えば、春だけシイタケの駒打ちに必要とか、そういった事例もありますので、ぜひ、この特定地域づくり事業組合につきましては、この令和3年度で、実現に向けて、力を入れて動いてまいりたいと思っております。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 3年実現に向けてという力強い発言をいただきましたので、矛を収めたいという気がしますが、この事業は、本市にとっては、高齢化する中で、最重要事業だと、私は認識をしております。

新聞等によると、高齢化の労働力が、70歳以上、増えていますよね。

本市もそうなんだけど、例えば、今、市では、林業の伐採がどんどん進んでいます。しかし、本当は労働力足りていないんですよ。

だから、こういった特定事業の組合があれば、そこに供給することができる。

先ほど市長も言われたように、別に、農業、林業、水産業に関わる観光業も使える、ホテル業の方も使える。

だから、さっき説明されたのが、国境離島の関係の協議会の中だと。構成の中にも、多分そういう方々おられますけども、これは意味合いは、私、ちょっと違うと思います。

真に必要なとする団体のトップまたは次のナンバー2ぐらいの人たちに、中身をもっと説明をしてやらないと理解は進まないと思います。

そして、今年、説明をして何とか立ち上げようという御発言をいただきましたが、実態をまず把握できていないと、この事業の運営は難しいです。

簡単に、国が運営補助金を出すからといって、簡単にできるものではありません。

事務をコーディネートする人が、絶対必要ですし、実態把握ができていないと、設立したは、動かないは、出資金はどうなったのということで、大変な結末も想定できます。

だから、私として希望したいのは、市のほうで、職員は少なくなっているかもしれませんが、この特定事業協同組合に関して、一人ぐらい張りつけてもいいと思ってんですよ。市になるか、商工会になるか分かりませんよ。しかし、ほかの団体のことは言えませんから。

あえて市と言いますけども、五島市は商工会が先導になって、商工会議所ですか、先導になってやりましたけれども、対馬の場合は、そこ、なかなか難しいみたいですから、現実的には。

市の担当者をここに張りつけて、全て勉強させて、設立した後の運営までを勉強しないと、実際は、設立には至らないと思うんです。

そこら辺は、お考え、お聞かせ願えれば助かりますが。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） まだ、具体的なことは、そこまで考えてはおりませんが、ただ、今後、特定地域づくり事業協同組合を設立するためには、議員も先ほどおっしゃられたように、なかなか、その団体の代表者だけでは分からないというようなことで、今後、個別的な説明会、そしてまた、個別的な団体の説明会が必要ではなからうかということで、そこも視野に入れて、今年度は動いていこうということを、今、申し合わせておりますし、担当者の件については、また、

今後の検討課題ということでさせていただきたいと思います。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） ぜひ、この組合の設立に向けて、春の異動時期でもございますので、内示があったどうか分かりませんが、人事異動の中で考慮していただければと思います。終わります。

○議長（小川 廣康君） これで、長郷泰二君の質問は終わりました。

○議長（小川 廣康君） 暫時休憩をします。再開を先ほど申しましたように、時間がちょっと短いですが、1時55分からといたします。

午後1時43分休憩

午後1時54分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

引き続き市政一般質問を行います。15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 15番、清風会の大浦でございます。本日最後でございます。そして、3月の定例会で一般質問も終わりでございます。そのような中で、私、今回の一般質問においては、少し何と申しますか、行政の基本的な在り方に非常に、対馬市、また旧町、対応がまずいんじゃないかろうかと。かような課題を、私今回受けております。その1点は、美津島町加志の簡易水道、これの管理運営について取り上げております。

実はこの施設は、旧町時代、昭和56年度に施設が完了し美津島町時代で24年ほど管理されて、対馬市においては約15年前後、これらの長き間にこういう問題が発生しております。

水源に関係があるんでしょうが、大雨時になると必ず水道水が濁る、これはこの程度が問題なんです。私、住民の方にそのことを尋ねましたら、例えば風呂場はその水道水を入れ込むと風呂の底に泥が沈殿するというありさまでございます。聞いたことありますか、こんな話。そして、飲み水がコップに入れたら褐色の色になると。この人口全部に同じようなことかどうかわかりません。上のほうから下までの距離がありますから、その辺につきましても、いろいろ異なるとは思いますが、このような程度で、旧町からこの市の合併の間に、お願いをし再三申し上げたが、一つもこれが改善するような対応がなかった、このような訴えでございます。私は、戦後の話として、そういう水を飲むことについてはあったかもしれませんが、この現代に、この文明の発達した現代にこのようなことがあるのかと私は耳を疑いました。実際に、部落の方と会って話したらそういうふうなことが、行政不信の思いを持っておられました。

私は今回、来年の予算で対馬市がこの対応する予算をやっと組んだことについて、それは当た

り前と思いますが、なぜ対応が遅れたか、このことについて市長の率直な捉え方をじかに聞いてみたい、かように思っております。

もう1点、昨年発生した台風9号、これがよりによってその前の年度、当年度、年度からいえば令和2年の3月の26日に完成した防風ネットが、その9月には漁協のほうから向かって左側7メートルのスパンで被害を被っております。結局、私もちょっと現場を見に行ったんですが、防波堤の上部工——パラペットという言葉であります、ここが浮いた状態です。浮いて、そのレベルの位置から5センチメートルほど浮き上がっております。現在も浮き上がったままです。

このような状況で、120メートルの延長に、これがただの災害復旧でなるのか、かように思っております。今後の方針について、市の考え方について、私は聞いてみたい、かように思っております。

○議長（小川 廣康君） 大浦議員に申し上げます。先ほど質問の中で、部落という不適切な言葉遣いをされましたので、今後注意をしていただきたいと思います。

○議員（15番 大浦 孝司君） 了解しました。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 大浦議員の質問にお答えいたします。

初めに、加志地区簡易水道の管理運営についてでございますが、加志地区に給水する中西部地区簡易水道は、昭和43年に供用開始がなされ、箕形地区を新たに給水するための増補改良を昭和55年度に行っております。中西部地区簡易水道の浄水施設は1か所で、加志地区、箕形地区にそれぞれ配水池が設置され、河川沿いに取水用の水源ポンプ所がございます。この水源は、浅井戸として河川の伏流水を取水しているため、近年伐採等による河川流域の治水力が弱まり、強い雨が降り続いた際などに取水の濁りがひどくなっている状況ということを知っております。

その際の対応としましては、取水を停止し、配水池にたまっている水量分で給水を行っておりますが、加志地区におきましては地区内で漏水箇所があるため、配水池の水位の低下が早く、断水を回避するために河川濁度が低下していない状況で取水を行った場合に、ろ過機能が十分作用しなかったことにより水道水の濁りが発生している状況でございます。

地区内の漏水については、以前からの漏水調査では場所の特定に至っておりませんでしたけども、この2月初旬にやっと漏水箇所が確認できましたので早急に修理を実施しております。また、箕形地区におきましては、地区内の漏水がほとんどないため、配水池の水位を一定時間保つことが可能であり、水道水の濁りの頻度は少ないものと考えております。

次に、なぜ早急な対応ができなかったかとの質問でございますが、中西部地区簡易水道は昭和55年度に増補改良を実施してから令和2年度末で40年を経過することとなります。整備のためには多額の経費を要することから、補助事業での施工を計画しており、採択要件の一つである

40年以上を経過していることとの条件に適合しなかったことが大きな理由でありますけども、加えまして他の簡易水道施設においても老朽化等による様々な課題を抱えていたため、単独事業による施工もかなわず、対応が遅れることとなったことに対しまして、地区の皆様には大変深くおわびを申し上げたいと思います。

今後の対応といたしましては、新たな良質な水源を確保するための水源開発調査委託を令和3年2月15日に契約、締結したところでありまして、今定例会で審議をお願いしております令和3年度水道事業会計当初予算において、水源開発のための経費を計上し、水道水の濁りの解消に努めてまいります。

次に、昨年9月に襲来した台風9号により被災した高浜漁港の防風柵についてでございますが、本施設は漁獲物の陸揚げ作業や準備作業時の効率性、安全性向上を図るために設置したものでございます。被災状況は、大型で非常に強い台風の襲来により、防波堤、堤体と防風柵の基礎部となる上部胸壁、俗にパラペットと呼ばれておりますけども、このコンクリートが9メートル区間にわたり剥離するような形で被災したものでございます。

また、台風9号襲来直後に10号が接近していたため、隣接する家屋に防風柵が倒壊するおそれがあったことから、応急工事として被災部分の防風柵からパネルを取り外し倒壊防止を図ったところでございます。

復旧工事の内容でございますけども、防風柵の支柱を取り外した後に、剥離している上部胸壁コンクリートを取り壊し、その後、既存の防波堤、堤体にアンカー筋を設置し、上部胸壁コンクリート打設いたします。最後に取り外した防風柵の支柱及びパネルを再利用して復旧を行う計画であります。完成は、繰越し承認後の6月末頃の予定としております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 簡易水道の件から再度お尋ねします。

先ほどの答弁では、施設の、いわゆる手を加える改良については、40年の歳月の中で、要は手をつけられない、よって遅くなったという言い方がありましたね。私はそれでいいのかなと思っております。と申しますのが、その浄化槽、もしくは配水池で、今回この問題を市長は直接言葉で出されたわけですが、あなたの理事者になって、あるいは副市長時代、市長時代含めて、この問題に耳を、情報が入ったのは一番新しい中でいつ頃ですか。ちょっと聞かせてください。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） たしか、私、市長に就任する前に、副市長のちょっと事情あって退任してからこの加志のほうに訪れたときに、一部の人からこの加志の水道はちょっと雨が降ったら濁りが多くなるという話を聞きましたので、市長に就任した平成28年3月末から就任しまして、

その後、水道局のほうに、加志地区のほうの水道が濁るということでその対応策を取るようなことと指示をいたしました。その後また、平成29年6月に加志地区の陳情、要望があつて、その改善策を検討してきたというところでございます。

そういう中で、ずっと職員といたしましては、その間漏水調査をかなりあちらこちらでやって、そのたびにまた修理もしてきたんですけど、先ほど申しましたように、この2月に発見した漏水箇所といたしますか、大きなところがなかったものというふうに私自身思っております。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 私も区のほうに過去の要望、もしくは支所段階での改善要求を幾つか聞きました。その中で、最も加志の人の中で、市に対して、支所、それから水道局長、抗議をされた方がおります、どういうことかと。こういうふうなことが済ませるかというふうなことであったらと思うんですが、それが平成25年そこら前だと思います。この方はれっきとした国家公務員の方でありまして、今おりません、出て行かれましたけども、非常に憤慨したことで、こういうことが自治体の水の管理で許されるのかというふうなことの内容でありました。ですから、ちょうど市長が副市長時代でなかろうかと思うんです、25年前後だとそういうことになるでしょうか、おおむね。ただ、その水道局長が上にその問題を上げなかったか知りませんが、抗議するということは、その集落の区の対応に不満を持たれて独自でも動き、体張って訴えたいという意味でございました、内容は、それを、私は受けておらない、その市の、いわゆる部長クラスの、局長ですかね、そこらにもう少し、あなたに、もしくは市長に、当時、私は進言することを怠ったばいなど、かように思っていますが、市長はそのころに耳にしたことはございませんか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 今、議員のおっしゃられるのは平成25年以前ということでありまして。私が当時副市長に就任したのが、たしか平成25年の8月からではなかったかなと、自分今はつきり覚えていませんけども、そういうことであつたのじゃないかと記憶しております。しかしながら、加志地区の方からそのような抗議を受けたというようなことは私のところにはまでは伝わってきておりません。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 私は、市を背負う水道事業の要である水道局長、私は当然、上司にそういうことがありますということを報告するのは当たり前だと、私は議員として思いますが、なかったということは非常に残念です。そのことについて、過去の話ですからこれで止めますけども、今の件だけは、ほかにちょっと尋ねたいことがございます。

この問題をよく話を聞いてみると、水源の位置が河川の横にあります。私も見に行きました。

僅かな深さで、水深といいますか、地下に4メートルほどであとはそういうふとんかごの中で給水をやっているんでしょうが、それがあだになっておるといことです、浅いがために。漏水問題もございますけども、まず水源を下げれば、私は早うから解決しとった問題であろうし、その施設を壊してするんじゃないくて、補助的にこの水源の工事をされたはずなんですよ。だから、40年せんと会計検査の一つの国の補助金を頂いた中で扱うことができない、そのことじゃなくて、水源の深さを下げて、どんな雨が降ろうとも、上流水については濁っても、例えば仮に10メートル前後になればほとんど濁りがないという状況が他の地区ではあつとるわけですから、ここのところがなぜ踏み込まんやったかというふうなことを個人的には思っております。

今、先ほど言いました漏水があるから濁った状況は、改善が問題があるという問題もあります。が、水源さえきちんと対応すれば私は何のことないと思っておりますが、市長はこの問題のポイントをどう見ますか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 確かに、この水源の関係がそのような形で早くできればもちろんよかつたんですけども、要は、この水源、そして配水管等を含めて補助事業で再構築しようというように計画ではなつていたということを知っております。

そしてまた、この令和3年度に、このような形で水源のボーリング等を実施する予定としておりますので、今後はそこら辺が改善はされるのではないかと知思っておりますけども、この水源の件に關しましては、私よりも担当水道局長のほうから詳しいことは説明をさせたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（小川 廣康君） 水道局長、立花大功君。

○水道局長（立花 大功君） 失礼します。大浦議員の御質問に対して御説明申し上げます。

平成29年度に地区要望がありまして、その際にこの水質改善を目的にいたしまして、29年度に改善分で107万7,000円で加志浄水場導水管の修理を2件、加志浄水場の施設修理を2件、加志水源施設の修理を1件、加志送水管の修理を2件行っております。翌30年度に、改善費として85万8,000円、加志水源及び浄水場の引込盤の修理、加志地区の漏水管の修理を3件、令和元年度に改善分として87万6,000円で、加志送水管の修理と地区内の漏水管の修理を2件行っております。それと、箕形地区の送水管の修理を行っております。

令和2年度になります。が、本年度ですが、改善費として354万4,000円でありまして、加志の送水管の修理、水源の修理、それと仕切弁の修理等を行っております。

それと本年度に対して、水源開発事業といたしまして、地下水の水源調査委託を現在実施しているところであります。これに基づきまして、（発言する者あり）（「そのことはもういいですよ。漏水関係の対応ばかり言っていますが、私は……」と呼ぶ者あり）水源につきまして

は……

○議長（小川 廣康君） 水道局長座ってください。15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 漏水の問題は、水源の、いわゆる問題が解決すれば全く問題外でございます。

それで、市長もう一つ問題がございます。先ほど、少し悪く言った水道局のほうも、何とかしなならんという機運になって、ここ私もそれでいいと思うんですが、浅藻に、巖原町浅藻簡易水道、ここに水源のポンプから揚水されて、浄化槽ですか、ちょっとすみません、浄水場に砂のある、あるいは塩素処理をする浄水場、ここに上げてくるわけですが、加志の場合、非常に汚れ水が多くてその浄水機能が十分でなかった、弱かったという結果が出とるわけで、その対応に前処理機、要は浄水場に入れる前に濁りきった水を排除する機械があるそうで、その機械が浅藻地区の簡易水道の中で使わなくなったという中で、これを加志に移動しようというふうなことを計画したそうです。これは、関わった方の過去の、市役所におられた方の話でございますが、これをやる気でありながら、事業課として、しかし財政の対応の、できないということで断念をせざるを得なかったというふうなことを聞いて、そのときに私は、ねえ市長、よう聞いてください、そういう濁った水を、1年間のうち大雨が降ればしょっちゅうそういう目に遭っている方のことを思っておらんと思いますよ、私は。ここが、この行政の一番ポイントだと思うんですよ。私は、これになぜ走らんかと、なぜそういう、失礼ですが、濁り水という言葉ですが、どうかすれば泥水に近い状態の言葉も聞きましたよ。ここは、一つの市の行政レベルの問題だと思うんですよ、捉え方は。私は、過去の話ずっと聞いていった中で、早ようからすればいいのにそれをせんとかそうじゃないという、40年の問題も、ポンプを下に10メートル打つだけで変わるんですよ。それをなぜせんやったかというのが私の思いです。そして、水道局長、1立米幾ら取っているんですかね、今、公共料金は。

○議長（小川 廣康君） 立米単価すぐ分かりませんか。

質問続けてください。

○議員（15番 大浦 孝司君） 市長、公共料金とは通常他の地区と同じような状況で納めるお金ですよ。無色透明の水が出なくて、私はそういうことではないと思う。ここが基本ですよ。ですから、過去のことは今から変えることはできませんので、例えば大雨が、年にそういうふうな調査すれば出ますが、私は濁った水の金まで普通料金で取ること自体の在り方というのは、私は大きく反省していただきたい、こういうふうなことがあったことの検討委員会でもつくりまして、来年ぴしゃっといくから皆ゼロじゃなくて、今後のためにも、私はしっかりこのレベルの維持を、一つでも落ちるようなことがあれば上げにやいかんと思うんですよ、レベルを、無色透明の水を。だって、学校教育のこどもさんやら幼児にはどう説明しますか。私は、その辺を軽く見

ているんじゃないかなと思いますがいかがですか、市長。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 軽く見ているんじゃないかということでございますけども、決してそういうことではありません。実は、先ほど議員おっしゃられたように、水道の濁りを取り除くその前処理機を浅藻のほうから加志のほうに移設させるということで、財政のほうからその予算を切られたということでございますけども、ちょっと私のほうにはそのことまだ伝わってきておりませんで、これがいつのことかもちょっとまだ私もはっきりは聞いておりません。そういうことで、今後はこのようなことがないように対処してまいりたいと思っておりますし、この令和3年度の中でこの水源地のほうをボーリングいたしますので、今後はこのような濁り水がまず発生することはないだろうというふうに思っております。あわせて、今後、そのことにつきましても十分気をつけてまいりたいというふうに思っております。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 水道問題はもう1点で最後にいたします。

集落の皆さんの、雨が降るたびに、心が、やはり水道施設の対応をされる職員さんにそういう目が向いたと思います。そして、配水池の漏水を何とか、要は食い止めて、新しい水を配水池に入れてでもというふうなことを私は耳にしておりました。そういうことは苦肉の策でありまして、操法を精査するために夜中まで働いて、そして過労のためダウンされたことも聞いております、その担当者の方が。そのことについては敬意を表しまして、私は今回のことは大いに反省でありまして、旧町時代、私は旧町美津島町の時点で、何らかの処理をするべきと思っていました。そのことを聞いたら、口頭では何とかしますということを上部の方は申し上げたらしいですが、全くやっておらないというは大いに反省でありますよ。そういうふうな40年に近い間そういう目に遭った皆様の思いを、ひとつ、身に持って受けてほしいと思います。

それと、その汚れた水を使った水道料金なんて、私は、今まで正規のお金を払った方々に、私は1年間の大雨のチェックをした中で、少し考え直していいんじゃないかと、払った料金の、その辺について、私はそういうふうな検討委員会でもつくられてやっていただきたい、かように思います。

水道の問題についてはこれで変わりますが、先ほどの高浜地区防波堤のことを、ちょっと市長の答弁と私の質問がダブることがあるかもしれませんが、ちょっと確認をいたします。

正式には、高浜漁港水産生産基盤整備工事（2工区）延長120メートル、総工費が約1億4,128万2,000円と聞いております。フェンスの高さが11メートルから12メートル、これ恐らく対馬では最も高いほうの工事だと思います。それと、防波堤の、要は下部、元の防波堤の工事は昭和35年から40年、55年前に施工されております。その防波堤の向かって左側

のほうに、沖側のほうにパラペット工事としてかさ上げですが、昭和58年度にこの工事をしたというふうに聞いております。

それから台風9号によって、9月2日の、これで倒れたということを申し上げましたが、市長、この設計書は何メートルの風速に耐えられるか、これをちょっと報告願います。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 設計の諸元ということでございますけども、設計風速につきましては、これ漁港ごとに定められておりますけども、高浜漁港の場合、30年確率の風で西南西の風毎秒39メートルということになっております。そして、この防風柵の部材に関しましては、この設計風速の安全率を見込んで1.5倍で、約58メートルに耐えるというような諸元となっております。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 被害を受けた9月2日、台風9号、対馬空港観測地最大瞬間風速42.7メートル、南東の風夜の11時25分、それと最大風速は30.1メートル、同じく南東の風11時33分、この状態で被災をしたわけです。被災というのは、私呼ばれて、何人の方が集まっとったんですよ。それ記憶があるんですが、鮮明に。ここの中で私が見た光景は、沖に向かって左側端のワンスパン7メートル、要は上部工が浮き上がっとたんですよ。行ったら分かります。裏のコンクリートのちょうど各コートの隙間が5センチメートルほど空いてました。中はコンクリートが破碎した状態で、ほぞか知りませんが、上に上がって下りたちゅう感ですよ。ですからほぞというのは横には動かんけども上には弱いと思いますが、例えばその際に金属か鉄骨か入るようなことがあれば私は問題ないと思いますが、それは今回の状態を見れば、確認せねば分からんという見解でいいでしょうか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 漁港とか港湾の防波堤の場合、議員おっしゃられるように、特にこの上部工の打ち継ぎはほぞをつくって、その上に打ったり、または継ぎ筋で鉄筋を差してする場合とございます。そういう中で、今回の災害においては、この上部のパラペットの施工、打ち継ぎは、この災害、今度の災害で、復旧のほうにおいては差し筋で一つの躯体となるように、D16の鉄筋を千鳥状に配置しながらパラペットコンクリートを打つというようなことを聞いているところでございますし、そのほかの被災を受けていないところにつきましても、今後その状況等で、また確認しながら対応策を検討してまいりたいというようなことを担当部のほうより聞いております。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 今の発言の中で、令和元年度の10月から着工ということは、

予算からいったら前年度に設計が組まれたと思います。設計会社の名前とそれとこの上部工、パラペットと下部工の、要は継ぎ手にどのような構造であったかというふうなことは設計会社から説明があったかどうか、これをちょっと確認しますが。もし市長が存じてなければ担当部のほうからでも結構です。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） ちょっと私のほうでは分かりかねますので、担当部長のほうに答えてもらいます。

○議長（小川 廣康君） 農林水産部長、佐々木雅仁君。

○農林水産部長（佐々木雅仁君） 大浦議員の質問にお答えをいたします。

今回の防風柵の設計に当たりましては、設計会社のほうが現地を確認をしまして調査もいたしておりますが、その状況でコンクリートにも問題はないということと、あと打ち継ぎの分の差し筋、あるいはほぞについては、昔の図面、施工の写真とかその辺が残っておりませんでしたので、その辺は当然、施工時に差し筋あるいはほぞが施工してあるものということで、上部工とパラペットは一体となっているということで計算はしているというふうに聞いております。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 私は今の話は危ない話だと思いますよ。なっているものというふうなことは、観測の30メートルですよ、最大風速は、瞬間は42やけども。それで浮いたんですよ、ですからそういうふうなことを見込んでした図面の控えがないからというふうなことじゃなくて、私は今回被災したスパン7メートルの判断を、破碎されて中身をチェックする、もしもそうでなかったら私は大ごとになると思うんですよ。その辺のことは私もこの場で止めますが、それ以上は、ただそこらが大きな重大な問題になってくると思います。どうでしょうか、市長。その辺のことが、私は今後心配することではなかろうかとかように思って、これ以上のことは言いませんが、設計会社も具体的な確認をするようなデータの持ち合わせがなかったということがありますから、この中でこのことが被害を被ったわけですから、これは今後の対応を十分にチェックする必要があるかと思えます。その辺の答えだけでいいです、はい。もう先は私も言うべきじゃないと思えますから、はい。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 先ほど部長も答弁いたしましたように、この防波堤を築造したときの図面等が残っていないということで、今回被災した箇所への復旧を行うときに、上部コンクリート、要するにパラペットを取り壊しますので、その際に、果たしてその継ぎ鉄筋が施工されているのかほぞでいっているのかを確認した後、これが両方施工されていないとなれば、今回被災をしていない区間についても、その防風柵の補強についてはちょっと検討をしなければならないのかな

というふうに考えております。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 今回の答弁で十分私は納得いたしますが、ひとつ慎重に取り扱っていただきたい。倒れることがないようにしないと、1回そういうことがあっていますから、これを無視はできない、いろいろ言っても、そのことだけは思われてことに対応すれば、私は今の答弁であれば、先々もやるというふうなことであれば十分であります。

以上で質問を終わります。

○議長（小川 廣康君） これで大浦孝司君の質問は終わりましたが、管理職の皆様をお願いいたします。一般質問は限られた時間内の質問でございます。議会に臨まれる場合は万端の準備をされて臨んでいただきますように議長から強くお願いをしておきます。指摘をしておきます。

午後2時46分からですが、あと3分、4分ありますが、一応これで暫時休憩をして46分には席のほうにお戻りいただきたいと思います。休憩します。

午後2時41分休憩

午後2時45分再開

○議長（小川 廣康君） 座ってください。

震災で亡くなられました方々の御冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、被災された全ての方々に心よりお見舞いを申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後2時47分散会
